

**令和5年度（補正予算）・令和6年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金**

**民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業
平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する
新手法による建物間融通モデル創出事業のうち
直流による建物間融通モデル創出事業**

公募要領

令和6年4月9日
一般社団法人 環境技術普及促進協会

一般社団法人環境技術普及促進協会（以下「協会」という。）では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）の交付決定を受け、平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業のうち直流による建物間融通モデル創出事業（計画策定を行う事業及び設備等導入を行う事業）^{※1、※2}に対する補助金を交付する事業を実施します。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、ご熟読をお願いいたします。

なお、本公募では、令和5年度補正予算及び令和6年度予算の、平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業のうち直流による建物間融通モデル創出事業を同時に募集いたします。

どちらの年度の予算が適用されるかは、応募申請事業が採択される際に、事業者へ通知することとします。

また、補助事業者として採択された場合には、本事業の交付規程^{※3、※4}及び実施要領^{※5}に従って手続き等を行っていただくこととなります。

- ※1 令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）
平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業のうち
直流による建物間融通モデル創出事業
- ※2 令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）
平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業のうち
直流による建物間融通モデル創出事業
- ※3 令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）
平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業のうち
直流による建物間融通モデル創出事業交付規程（令和6年3月27日 環技業（5h 融）第
24032701号、令和6年3月27日 EIC 第60327003号。）
- ※4 令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）
平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業のうち
直流による建物間融通モデル創出事業交付規程（令和6年4月4日 環技業（6t 融）第24040401
号。）
- ※5 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業実施要領（令和2年4月1日付け
環地温発第20040145号。）

補助金の応募をされる皆様へ

本補助事業は、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましては、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助事業に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 協会から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。なお、協会は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち解除対象となった額を返還していただくこととなります。
- 6 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

目次

1. 事業の目的と性格	1
2. 公募する事業の対象等	2
2.1 補助事業の区分等	2
2.2 対象事業の要件	2
2.3 補助対象となる経費及び設備	4
2.4 補助金の交付額	6
2.5 補助事業期間	9
2.6 補助金の交付を申請できる者	9
3. 補助対象事業の選定等	10
4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項	12
4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項	12
4.1.1 補助対象経費について	12
4.1.2 複数の団体による共同事業について	13
4.1.3 事業の公表について	14
4.1.4 災害時の対応について	15
4.2 補助事業の実施における留意事項	16
4.2.1 交付申請	16
4.2.2 交付決定	16
4.2.3 補助事業の開始及び完了	16
4.2.4 補助事業の計画変更等	17
4.2.5 完了実績報告及び補助金額の確定	17
4.2.6 補助金の支払い	17
4.2.7 補助金の経理等について	17
4.3 補助事業完了後における留意事項	18
4.3.1 取得財産の維持管理等	18
4.3.2 二酸化炭素削減効果の把握・情報提供等	18
4.3.3 事業報告書の提出及び調査等への協力	18
4.4 その他留意事項	19
4.4.1 小規模事業用電気工作物に係る届出	19
4.4.2 太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項	19

4.4.3 圧縮記帳	21
4.4.4 消費税、地方消費税の取り扱い	21
5. 事業実施のスケジュール	22
6. 公募の実施について	23
6.1 公募期間	23
6.2 お問い合わせ先	24
7. 別表及び別紙	25
8. 応募申請書の作成要領	31
8.1 補助事業の流れ（概要）	31
8.2 応募申請書類	32
8.2.1 応募申請に必要な書類	32
8.2.2 事業ごとの様式	33
8.2.3 応募申請書類の作成方法	35
A【様式 1】 応募申請書	35
B【別紙 1】 実施計画書・【別添 1】 根拠資料	39
C【別紙 2】 経費内訳・【別添 2】 根拠資料	43
D【別紙 3】 仕様、図面	47
E【別紙 4】 事業に関わる各種書類	49
F【別紙 5】 参考資料	53
G【別紙 6】 直流給電設備導入計画書〔検討項目〕又は直流給電設備導入計画書	54
（提出用）応募申請提出書類チェックリスト	55
8.3 応募申請の方法	56
8.3.1 応募申請書類の提出方法	56
8.3.2 電磁的方法による申請	57
8.3.2.1 電磁的方法による申請方法	57
8.3.2.2 電磁的方法による申請に必要な書類	58
8.3.3 書面による申請	61
8.3.3.1 書面による申請方法	61
8.3.3.2 書面による申請に必要な書類	62
8.4 直流給電設備導入計画書の作成にあたって必要な検討項目等	67
8.4.1 直流給電計画策定事業に応募する場合	67
8.4.2 直流給電設備導入事業に応募する場合	67

8.4.3 直流給電設備導入計画の変更について	67
8.4.4 直流給電設備導入計画書の書式について	67
8.4.5 直流給電設備導入計画書の記載例	68
更新履歴	69

1. 事業の目的と性格

○本補助事業は、直流給電システムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO₂を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる直流による建物間融通モデル創出事業を実施する事業者に対し、これらの事業に要する経費の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの主力化とレジリエンス強化を同時に向上させ、地域におけるCO₂排出量削減を図ることを目的としています。

○本補助事業の執行は、法律及び交付規程等の規定により適正に行っていただく必要があります。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、この補助金の交付規程に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

- ・ 補助事業開始は、交付決定日以降となります。
- ・ 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量効果等）の提出や適正な財産管理、補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要です。
- ・ 本補助事業で整備した財産を処分（補助目的に反し使用、譲渡、廃棄等を行うこと。）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。

2. 公募する事業の対象等

2.1 補助事業の区分等

本事業は、直流による建物間融通モデル創出を行う事業であり、①と②の2つの事業形態に区分されます。

- ①計画策定を行う事業（以下「直流給電計画策定事業」という。）
- ②設備等導入を行う事業（以下「直流給電設備導入事業」という。）

2.2 対象事業の要件

①直流給電計画策定事業

平時の省CO₂と災害時のエネルギー確保が可能となる、直流給電による建物間電力融通に係る、以下に示す要件を全て満たす直流給電設備導入計画（以下「本計画」という。）の策定を行う事業とします。

なお、本計画の策定年度後2年以内に申請者の責任において設備導入を完了すること。導入が完了できない場合は、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

- ア 給電システムを直流とすることで、交流給電システムと比べて電力変換段数の減少により電力変換時のエネルギーロスを低減し、二酸化炭素排出量削減効果を有すること。
- イ システムのブラックアウト時には自立運転可能なシステムを構築する計画であること。
- ウ 直流給電システムを、自営線を用いて複数の建物間でつなぎ、構築する計画であること（システムとの連系の有無は問わない）。
- エ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させる計画であること。
- オ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しない計画であること。
- カ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない計画であること。
- キ 補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、＜公表を予定している情報＞に定める情報について、公表することに同意していること。
- ク 本計画を確実に実行するための資金的根拠等を有すること。

②直流給電設備導入事業

「①直流給電計画策定事業」で策定した直流給電設備導入計画、もしくは直流給電設備導入計画と同等と環境省が認めた計画等に基づき、平時の省CO₂と災害時のエネルギー確保が可能となる、直流給電による建物間電力融通に係る設備等を導入する事業であって、以下に示す要件を全て満たすものとします。

- ア 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と、明確な算出根拠を有すること。
- イ 系統のブラックアウト時には自立運転可能なシステムを構築すること。
- ウ 直流給電システムを、自営線を用いて複数の建物間でつなぎ、構築すること（系統との連系の有無は問わない）。
- エ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- オ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- カ 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- キ 補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、＜公表を予定している情報＞に定める情報について、公表することに同意していること。

2.3 補助対象となる経費及び設備

① 直流給電計画策定事業

○補助対象経費は以下のとおりとします。

- a 人件費^{※1}
- b 業務費^{※2}

※1 人件費は、人件費＝時間単価×（作業）時間数で、原則として「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」を準用してください。

なお、その他の算出基準を採用する場合は、その根拠を明確にしてください。

※2 委託料の単価については、原則として国土交通省の「設計業務委託等技術者単価」、「設計業務等標準積算基準」を準用し、その他の算出基準を採用する場合は、その根拠を明確にしてください。

その他、詳細は、「7. 別表及び別紙」の「別表第1」参照してください。

○主な補助対象外となる経費は以下のとおりです。

- a PC、ワークステーション、その他の備品類の購入費用
- b ソフトウェア購入費用及び保守・ライセンス費用等

※詳細については、「4.1.1 補助対象経費について」を参照してください。

② 直流給電設備導入事業

○補助対象設備は以下のとおりとします。

- a 再生可能エネルギー発電設備及びその付帯設備^{※1}
- b 定置用蓄電池及びその付帯設備（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該定置用蓄電池及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等）
- c 車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）^{※2} 及びその付帯設備（通信・制御機器、充放電設備、充電設備）^{※3}
- d 電線、変圧器及び受電設備等電力供給や系統連系に必要な設備
- e 再生可能エネルギー熱供給設備及びその付帯設備（熱導管設備等）^{※1}
- f エネルギー需給や設備を制御するために必要な通信・制御機器設備
- g 省エネルギー設備及びその付帯設備（f に掲げる設備の制御下にある主として直流で稼働する負荷設備及びその付帯設備であって、直流給電システムに直接接続することにより電力変換時のエネルギーロスを低減し、交流で稼働させる場合と比較して省CO₂ 効果を有するものに限る。）^{※4}

- ※1 a及びeで対象とする再生可能エネルギーは、以下のものとします。
太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他自然界に存する熱、バイオマス（依存率が発電量ベースで60%以上）、その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できるもの。
なお、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られるよう努めること。
また、aの再生可能エネルギー発電設備については、直流で発電するもの、もしくは交流で発電するものであって、直流給電を行う方が交流給電より給電効率が高くなるものに限ります。
- ※2 cの車載型蓄電池は、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に搭載されている蓄電池（経済産業省の最新の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下、「最新のCEV補助金」）の「（別表1）銘柄ごとの補助金交付額」の表に記載された銘柄に限る。）で、通信・制御機器、充放電設備を、あわせて導入する場合があります。
なお、当該車両については、CEV補助金との併用はできません。
- ※3 cの付帯設備のうち、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の充放電設備、充電設備については、経済産業省の最新の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」（以下、「最新の充電インフラ補助金」）の次の表に記載された銘柄に限ります。
（充放電設備）最新の充電インフラ補助金の「（別表1）銘柄ごとの補助金交付額」
（充電設備）最新の充電インフラ補助金の「補助対象充電設備型式一覧表」
- ※4 「省エネルギー設備」とは、直流給電システムにより稼働する需要家側負荷設備とその排熱を活用する二次側設備の直前までを指します。

○主な補助対象外となる経費は以下のとおりです。

- a 交流給電のための設備及び自営線
- b 交流給電により稼働する需要家側設備
- c 需要家側設備の排熱を利用する二次側設備（給湯設備、空調機等）

※詳細については、「4.1.1 補助対象経費について」を参照してください。

2.4 補助金の交付額

①直流給電計画策定事業

○補助率 補助対象経費の4分の3

○補助金交付上限額 1,000万円

※詳細は、「7. 別表及び別紙」の「別表第1」を参照してください。

②直流給電設備導入事業

○補助率 補助対象経費の2分の1

(ただし、本事業で計画策定を行った事業である場合は3分の2)

○補助金交付上限額 2億円

車載型蓄電池については、蓄電容量(kWh)の2分の1に4万円を乗じて得た額(最新のCEV補助金の「(別表1) 銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。)とし、離島^{※1}においては、蓄電容量(kWh)の3分の2に4万円を乗じて得た額(上限額100万円)とします。

また、充放電設備については、最新の充電インフラ補助金の「(別表1) 銘柄ごとの補助金交付額」の「当該機種の補助金交付上限額」を上限額とし、充電設備については、最新の充電インフラ補助金の「補助対象充電設備型式一覧表」の補助金交付上限額を上限額とします^{※2}。

※1 「離島」とは、電気事業法において離島となる区域をいいます。

詳細は、次々頁の「○電気事業法において離島となる区域」を参照してください。

※2 離島については、上限額はありません。

詳細は、「7. 別表及び別紙」の「別表第1」を参照してください。

車載型蓄電池、充放電設備及び充電設備とその他の設備で補助金交付額の計算方法や上限額が異なりますので、車載型蓄電池、充放電設備及び充電設備を補助対象設備に含む場合は、次表「○交付額・上限額一覧表」に従って、注意して応募をしてください。

○交付額・上限額一覧表

算定方法		離島以外	離島
【1】	【2】，【3】， 【4】 を除く	交付額	補助対象経費の2分の1 (ただし、本事業で計画策定を行った事業である場合は3分の2)
		上限	なし
【2】	車載型蓄電池	交付額	蓄電容量(kWh)の 2分の1×4万円
		上限	最新のCEV補助金の (別表1) 銘柄ごとの補助金交付額の 補助金交付額
【3】	充放電設備	交付額	補助対象経費の2分の1
		上限	最新の充電インフラ補助金の (別表1) 銘柄ごとの補助金交付額の 当該機種種の補助金交付上限額
【4】	充電設備	交付額	補助対象経費の2分の1
		上限	最新の充電インフラ補助金の 補助対象充電設備型式一覧表の 補助金交付上限額

※ 交付額の上限は、【1】～【4】の総額で2億円です。

※ 【2】～【4】に該当する補助対象設備がある場合は、応募申請時点で、最新のCEV補助金又は充電インフラ補助金の対象であることが判る根拠資料を必ず提出してください。

※ 離島の詳細については、次頁の「○電気事業法において離島となる区域」を参照してください。

○電気事業法において離島となる区域

電気事業法施行規則「別表第一」抜粋	
北海道	礼文島、利尻島、天売島、焼尻島、奥尻島
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	飛島、佐渡島、粟島
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和三十一年九月二十九日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成二十年十月三十一日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡	大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島
富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中郡を除く。） 岐阜県のうち飛騨市（平成十六年一月三十一日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和三十一年九月二十九日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成十六年二月二十九日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）	舩倉島
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 兵庫県のうち赤穂市（昭和三十八年九月一日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。） 香川県のうち小豆郡、香川郡 愛媛県のうち今治市（平成十七年一月十五日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡	島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島、見島
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	小呂島、対馬島、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島、壱岐島、若宮島、原島、長島、大島、上甕島、中甕島、下甕島、竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島、宝島、種子島、屋久島、口永良部島、奄美大島、喜界島、加計呂麻島、与路島、請島、徳之島、沖永良部島、与論島、馬毛島
沖縄県	粟国島、渡名喜島、久米島、奥武島、才一八島、北大東島、南大東島、宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、多良間島、水納島、石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島（上地）、新城島（下地）、波照間島、与那国島

※応募にあたっては、下記 URL 等の最新の情報を確認してください。

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=407M50000400077#2365

2.5 補助事業期間

- ①直流給電計画策定事業 単年度
- ②直流給電設備導入事業 単年度

※事業実施期間は、原則として交付決定を受けた日から当該年度の1月末日までとします。

2.6 補助金の交付を申請できる者

○本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者としします。(①②共通)

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第3号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ケ その他環境大臣の承認を得て協会が認める者

※本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者としします（代表事業者が民間企業の場合、直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外になります）。

※複数の団体による共同事業での応募の場合は、「4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項」の「4.1.2 複数の団体による共同事業について」を必ずご覧ください。

※「7. 別表及び別紙」の「（別紙）」に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者としします（複数の団体による共同事業の場合は、共同事業者も確認すること）。

3. 補助対象事業の選定等

○一般公募を行い、応募者より提出された実施計画書等をもとに厳正に審査（書面審査又はWeb会議等による対面ヒアリング）を行い、以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で選定します。

①直流給電計画策定事業

- ア 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。
- イ 事業の実施内容や工程等が実現可能なものであること。
- ウ 交流給電システムと比較し、電力変換によるエネルギーロスの低減効果について優位性が見込まれるシステムを構築するための計画を策定する事業であること。
- エ 災害時等に、系統からの供給が停止した場合においても、自立的かつ効率的な電力供給等が可能なシステムを構築する計画策定事業であること。
- オ 建物間の、電力・熱融通及びエネルギー需給制御について、従来型の自立・分散型エネルギー需給システムと比較して、省エネルギー等について優位性が見込まれる計画を策定する事業であること。
- カ CO₂削減効果とその費用対効果等が高く見込まれること。
- キ 以下のいずれかに該当している場合加点する。
 - ・地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画に全て定めた市町村の促進区域内で実施する事業。
 - ・RE100／再エネ100宣言 RE Actionへ参加、Science Based Targetsの認定を取得、又はTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）への賛同表明をしている。
 - ・温室効果ガスの排出削減目標を設定している。
 - ・デコ活^{*}を実施している。

※「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。

[URL:https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/](https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/)

②直流給電設備導入事業

- ア 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。
- イ 事業の実施内容や工程等実施計画が実現可能なものであること。
- ウ 交流給電システムと比較し、電力変換によるエネルギーロスの低減効果について優位性が見込まれること。
- エ 災害時等に、系統からの供給が停止した場合においても、自立的かつ効率的な電力供給等が可能なシステムであること。
- オ 建物間の、電力・熱融通及びエネルギー需給制御について、従来型の自立・分散型エネルギー需給システムと比較して、省エネルギー等について優位性が見込まれること。
- カ CO₂削減効果とその費用対効果等が高く見込まれること。
- キ 以下のいずれかに該当している場合加点する。
 - ・地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画に全て定めた市町村の促進区域内で実施する事業。
 - ・RE100／再エネ100宣言RE Actionへ参加、Science Based Targetsの認定を取得、又はTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）への賛同表明をしている。
 - ・温室効果ガスの排出削減目標を設定している。
 - ・デコ活*を実施している。

※「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。

[URL:https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/](https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/)

○なお、応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合がありますのでご了承ください。

○審査完了次第、結果は通知しますが、審査結果に対するご意見には対応いたしかねます。

4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項

本補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、適正化法及びその他の関係法令の規定によるほか、本補助金の交付規程に定めるところによることとします。

万が一、これらの規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがあります。

また、補助事業が完了した後も、補助事業で取得した設備等の適切な維持管理や効率的運用を図るなど、補助事業者が順守すべき事項がありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項

4.1.1 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

各事業の補助対象経費については、「7. 別表及び別紙」の別表第1の第3欄を参照してください。

<補助対象経費の範囲>

補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費

<補助対象外経費の代表例>

- ・ 二酸化炭素排出削減に寄与しない機器、周辺機器、法定必需品等に係る経費
- ・ 経年劣化等によりエネルギー消費効率が低下したものを劣化等前までに回復させることに係る経費
- ・ 気温計・日射計・気象信号変換器、普及啓発用機器（モニター・ケーブル）、実証的な製品
- ・ 消耗品（導入する設備に用いる予備品、交換用品、定期的に交換する消火器等も含む）
- ・ 売電に必要な経費（売電メーターの設置費用、一般送配電事業者への工事負担金）
- ・ 本補助金への応募・申請・報告等の手続に係る経費
- ・ 設備の保守管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用、導入設備等の保証料
- ・ 工事会社等への振込手数料
- ・ 既存施設・設備の撤去・移設・廃棄費用（当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費を含む）
- ・ 残土の処理費用（処分費・運搬費）
- ・ 低木の打払いや簡易な地ならしなどの整地に係る費用、敷砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用、盛土や土壌改良工事に係る費用
- ・ 建物の費用、建物建設工事に係る基礎工事費用、建築物の躯体等に関する工事費用
- ・ 安全フェンス等の設置に係る費用
- ・ 補助事業による取得財産であることを明示するために貼り付けるプレート等の作成及び貼り付けの費用等
- ・ 消費税も原則対象外です（「4.4.4 消費税、地方消費税の取り扱い」も参照してください）

※事業毎の補助対象経費及び補助対象外経費については、「2.3 補助対象となる経費及び設備」やQ&A集等を参照してください。

<補助事業における利益等排除>

○補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その根拠となる資料を提出してください。

4.1.2 複数の団体による共同事業について

○補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で申請するものとし、その代表者（以下「代表事業者」という。）を補助金の交付の対象者とし、他の事業者を「共同事業者」とします。

○この場合、代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合は、その財産を取得する者に限ります。

○また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することはできません。

○代表事業者及び共同事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

①共同で補助事業を実施するすべての者が、原則、「2.6 補助金に応募できる者」記載のいずれかに該当すること。

②代表事業者及び共同事業者は、補助事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、覚書又は契約等を締結すること。

○シェアード・セイビング方式のESCO契約又はPPA契約（電力販売契約）により設備導入を行う場合は、ESCO事業者あるいはPPA事業者を代表事業者とし、ESCOサービス、電力供給サービスを受ける事業者（電力需要家）を共同事業者とします。

なお、ファイナンスリース方式により設備導入を行う場合は、リース事業者を代表事業者とし、リースを受ける事業者（PPA事業者、電力需要家等）を共同事業者とします。

この場合、交付の条件として、次に示す書類の提出を条件とします。

ア リース料あるいはサービス料から補助金相当分が減額されていること。

イ 補助事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を行うこと。

○事業で導入する設備による電力供給サービスを受ける需要家は、原則、共同事業者になる必要があります。

4.1.3 事業の公表について

○応募にあたって、補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、下表<公表を予定している情報>に定める情報について、公表することに同意していることが必要です。

※環境省又は協会の求めに応じて公表に必要な情報及び根拠資料を提出してください。

※情報の公表に際しては、個社間の契約内容が特定されないよう、平均値や中央値といった統計処理や、個社名等の詳細情報の削除等を行う。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情報についても原則として公表の対象とはせず、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）及び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとします。

但し、補助事業の採択を受けた事業者（発電事業者及び需要家）の名称については、他の情報と紐付かない形での公表を行う予定です。

<公表を予定している情報>

情報の属性	公表を予定している情報
定量情報	<ul style="list-style-type: none">・ 売電価格の平均値及び中央値・ 契約期間（年数）・ 発電設備の定格出力及び PCS 出力・ 供給先の電力需要施設の年間電力消費量に占める供給電力量の割合
定性情報	<ul style="list-style-type: none">・ 発電事業者の企業名及び契約先需要家の企業名・ 発電設備の住所・ 電力需要施設が立地する一般送配電事業者の区域・ 電力供給に係るフロー・商流
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 公表を予定する情報について、根拠となる資料（設備仕様書・電力供給契約書等）の提供を求めています。・ その他、事業概要がわかる情報を、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）及び当該企業間での協議を踏まえ、公表することがあります。

4.1.4 災害時の対応について

○地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、設備を導入する敷地が土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。

また、海岸に近い立地の場合は、津波や高潮による浸水が想定されるかも把握し、設備を保全させるための措置を講じてください。

○太陽光パネルや蓄電池などの太陽光発電設備や充電、充放電設備等の補助対象設備は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」（監修：独立行政法人建築研究所）などに準拠して設置してください。

※土砂災害、浸水災害への対策費は補助対象外です。

4.2 補助事業の実施における留意事項

4.2.1 交付申請

○公募により選定された補助事業者は補助金の交付申請書を提出してください（申請手続等は別途定める交付規程に従ってください）。

補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度の1月末日までに支払いが完了するものとなります。

4.2.2 交付決定

○協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

①申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に進んでいること。

②補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

4.2.3 補助事業の開始及び完了

○補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始してください。

○事業の実施に当たっては、各種法令の許認可等が必要な場合は、所要の許認可等を得て適切に行ってください。

○補助事業者が他の事業者等と委託・請負等の契約の締結や発注を行うに当たり、ご注意いただきたい点は主に以下のとおりです。

①契約・発注日は協会の交付決定日以降であること。

補助事業者は、協会から交付決定を受ける日までの間に、補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為（入札、見積合わせ、落札者決定等）を行うことは認められますが、その契約締結日又は発注日が交付決定日より前となる契約等の経費は、補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

②補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働く手続きによって相手先を決定すること。

③当該年度に行われた委託・請負等に対して、当該年度の1月末日までに、検収並びに対価の支払い及び精算が行われ、補助事業が完了すること。

○また、補助事業の完了とは、補助事業者が、補助事業の実施に係る全ての委託・請負等が完了し、導入した設備等の成果品が契約先から補助事業者に納入されていることが必要です。

○委託・請負等の完了については、補助事業者は、委託・請負等の相手先から完了届等を受領した上で、委託・請負等の仕様に適合することの確認検査（以下「検収」という。）を行い、検収に合格した委託・請負等の成果に対して、対価の支払い及び精算が行われることが必要です。

4.2.4 補助事業の計画変更等

○補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容によっては、交付規程に基づく変更交付申請書又は計画変更承認申請書を協会に提出し、変更交付決定や承認を得る必要がありますので、協会に必ず事前にご相談ください。

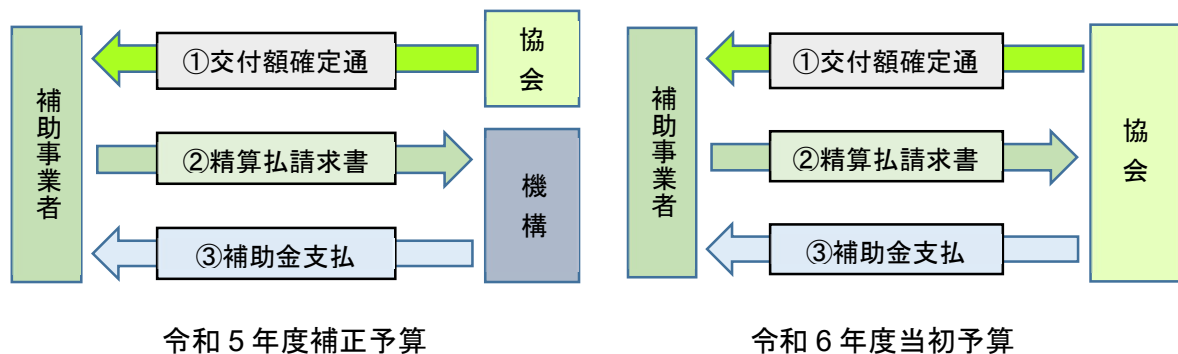
4.2.5 完了実績報告及び補助金額の確定

○補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、補助事業完了後 30 日以内又は当該年度の 2 月 10 日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を協会宛てに提出しなければなりません。

○協会は、完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

4.2.6 補助金の支払い

○補助事業者は、協会から交付額確定通知を受けた後、一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「機構」という）又は協会に精算払請求書を提出していただきます。その後、機構又は協会から補助金を支払います。



協会：一般社団法人 環境技術普及促進協会（ETA）

機構：一般財団法人 環境イノベーション情報機構（EIC）

4.2.7 補助金の経理等について

○補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

○これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後、5年又は第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

4.3 補助事業完了後における留意事項

4.3.1 取得財産の維持管理等

○補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の維持管理等について、補助事業完了後においても以下の義務を負います。

- ①補助事業者は、取得財産等について、環境省の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。
- ②補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）で定める期間を経過するまでの間、協会の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をしてはなりません。
- ③補助事業者は、②の期間を経過するまでの間補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット・グリーン電力証書・非化石証書制度を活用してはなりません。

4.3.2 二酸化炭素削減効果の把握・情報提供等

○補助事業者は、対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を、協会の求めに応じて提供してください。

○事業報告の際、CO₂削減量が目標値に達しなかった場合は、原因、対策等を具体的に示していただくことになります。また、CO₂削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は補助金の返還を求める可能性があります。

4.3.3 事業報告書の提出及び調査等への協力

○補助事業者は、交付規程に従い、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間、年度毎に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を、交付規程で定める様式により当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣又は環境大臣の指定する者に提出してください。

また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに環境大臣又は環境大臣の指定する者に提出してください。

○補助事業者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後、3年間保存する必要があります。

○補助事業者は、環境省（又は環境省から委託業務を受託した民間事業者）が必要に応じて行う情報提供依頼やアンケート調査、ヒアリング調査、現地調査等に協力してください。

4.4 その他留意事項

4.4.1 小規模事業用電気工作物に係る届出

○電気事業法の改正（令和4年6月）により、10kW以上50kW未満の太陽光発電設備を設置する事業者は、経済産業大臣に所定の届出等を行うことになりましたので、必要な手続き等を、行ってください。

※詳しくは、以下の URL を参照してください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/10/20221003.html

4.4.2 太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項

○再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）（ただし、再エネ特措法第9条第4項の認定を受けた者は本補助金申請の対象外であることから、専ら当該認定を受けた者に対する遵守事項等は除く）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（詳細は以下のとおり）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の(a)～(m)をすべて遵守していることを確認すること。

- (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- (d) 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、説明会又は事前周知措置（以下「説明会等」という。）を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本補助金への申請、採択及び交付決定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料は、同ガイドラインにおいて指定する様式を用いて、事務局に対して提出を行い、確認を受けること。
- (e) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
- (f) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。（ただし、柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には、柵塀等の設置を省略することができる。また、営農型太陽光発電設備、駐車場を活用した太陽光発電設備（ソーラーカーポート）、窓・壁等と一体となった太陽光発電設備等を設置するものであ

り、柵塀等の設置により事業運営等に支障が生じると判断される場合にも、柵塀等の設置を省略できるものとする。)

- (g) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (h) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (i) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (j) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (k) 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- (l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）および「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」（環境省）を参考に、を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
 - cf. 『廃棄等費用積立ガイドライン』（2022年4月改定 資源エネルギー庁）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/1/egal/haiki_hiyou.pdf
 - cf. 『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）』（平成30年環境省）
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>
- (m) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

4.4.3 圧縮記帳

○所得税法第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）又は法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例（以下「圧縮記帳等」という。）が設けられています。

○補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。

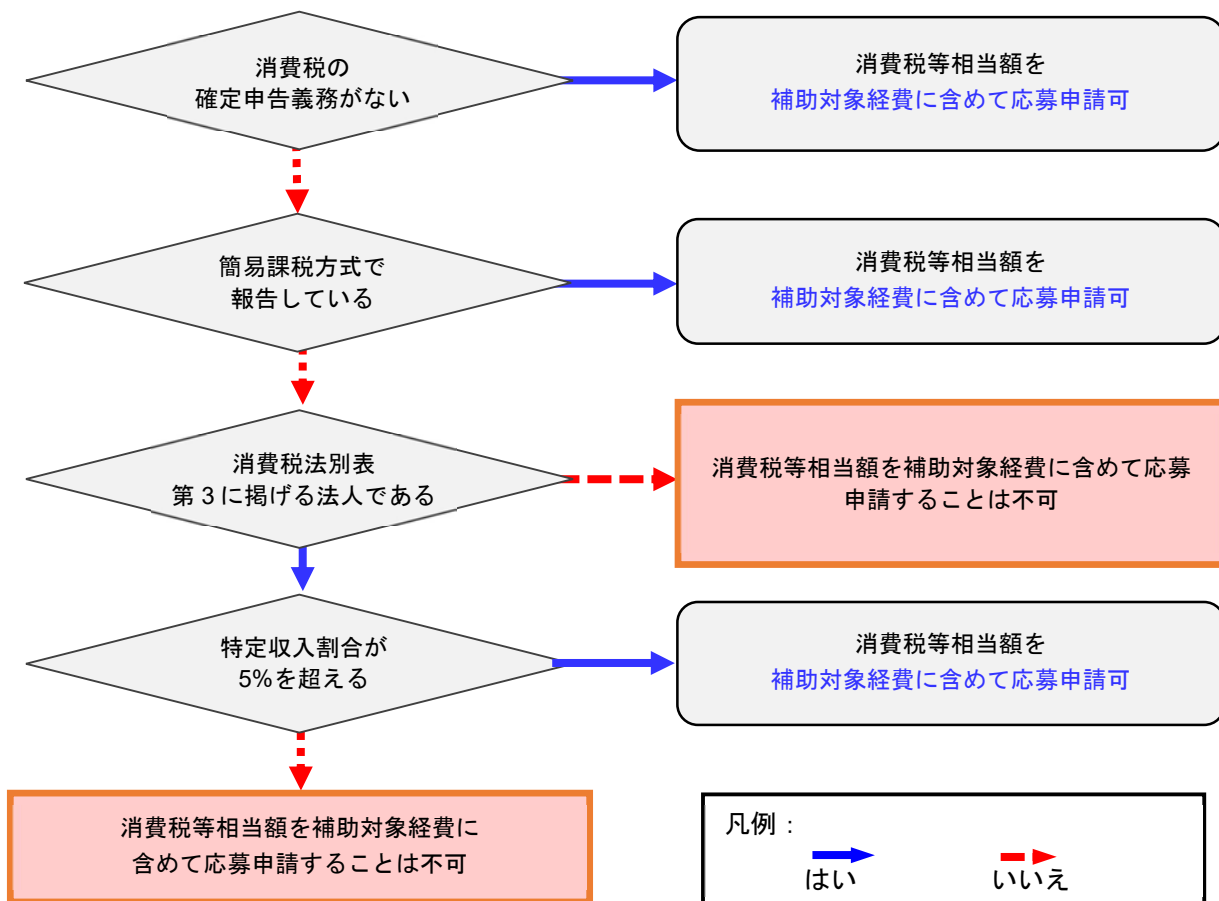
なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等（例えば、経費補填の補助金等）とを合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。

4.4.4 消費税、地方消費税の取り扱い

○消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。（「交付規程第4条第2項」も参照してください）

ただし、補助対象経費に含めて応募申請できる場合もありますので、下記フォローチャートにより判断してください。

消費税等相当額 補助対象判断フローチャート



5. 事業実施のスケジュール

(スケジュールは、標準的な日程による一例で、実際の状況により変更の可能性があります)

	年間予定	申請者	協会 (ETA)
公募期間	公募期間	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">情報入手</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 交付規程、公募要領等を 基に応募書類作成・提出 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 交付規程、公募要領等 協会ホームページで公開 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 応募受付 </div>
選考	審査 (公募締切から 1~1.5 か月後) 採択の決定 (公募締切から 約2 か月後)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 応募申請書の審査 (必要に応じ、問合せ) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 審査委員会における審議 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 採択通知 </div>
交付申請期間	交付申請 (採択の通知後) 交付決定 (交付申請から 約30 日後)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 交付規程を基に 交付申請書作成・提出 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 交付申請書の審査 (必要に応じ、問合せ) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 交付決定通知 </div>
事業の遂行・完了実績報告・検査・支払い	事業の完了 (1月31日までに 検収・支払を完了して ください)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 事業開始 (交付決定日以降) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 工事請負契約等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 工 事 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 検収・支払 (翌年1月31日まで) </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> 遂行状況報告 (必要に応じ、現地調査等を実施) </div>
	完了実績報告書の提出 (事業完了後30日以内 または補助事業の完了 した日の属する年度の 2月10日のいずれか 早い日まで)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 完了実績報告書 作成・提出 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 精算払請求書 作成・提出 ※協会又は 機構へ提出 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 完了実績報告書の審査 (書類審査、必要に応じ現地調査) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 交付額確定通知 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 補助金支払 (3月31日まで) ※協会又は機構から支払 </div>
事業報告書の提出		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事業報告書 作成・提出 (環境大臣宛) </div>	

※機構：一般財団法人環境イノベーション情報機構 (EIC)

6. 公募の実施について

6.1 公募期間

本事業では、以下のとおり、公募を実施する予定です。

公募期間：令和6年4月9日（火）～令和6年5月10日（金）正午必着

公募期間内に、応募する事業に必要な申請書類を協会に提出してください。

※二次公募の実施予定はありません。

※申請書類の作成及び提出方法については、「8. 応募申請書の作成要領」を参照してください。

※公募の期限以降に協会に到着した応募申請書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

※公募期間は変更される場合がありますので、必ず協会 Web サイトの公募情報ページで、最新の情報を確認してください。

※応募申請は、以下のいずれかの方法で行ってください。

①電磁的方法による申請

②書面による申請

（電磁的方法による応募申請書類の提出を行うことができないとき）

6.2 お問い合わせ先

公募全般に対するお問い合わせは、電子メールを利用してください。

メール件名に団体名（略称可）を記入し、メール末尾に、ご担当者の連絡先（所属、氏名、電話番号、メールアドレス）も記載してください。

<メール件名記入例>

【団体名】（直流）公募について問合せ

<お問い合わせ先>

一般社団法人 環境技術普及促進協会 業務部 業務第2グループ
「直流事業」担当

お問い合わせメールアドレス：chokuryu@eta.or.jp

※お問い合わせの内容について、協会の担当者から電話で確認する場合があります。

<お問い合わせ期間>

お問い合わせ期間は、協会 Web サイトの公募情報ページに掲載いたします。

※回答には、1～2週間を要する場合がありますので、必ず時間的な余裕を持って質問をしてください。

※お問い合わせ期間を過ぎた質問への回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

7. 別表及び別紙

別表第 1

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
<p>平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業</p>	<p>①平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業における計画策定を行う事業</p>	<p>事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で協会が承認した経費</p>	<p>協会が必要と認めた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1,000万円を超えた場合は、1,000万円を交付額とする。</p>
	<p>②平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業における設備等導入を行う事業^{※1}</p>	<p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<p>協会が必要と認めた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1（ただし、本事業で計画策定を行った事業である場合は3分の2）を乗じて得た額（車載型蓄電池^{※2}については、蓄電容量(kWh)の2分の1に4万円を乗じて得た額^{※3}（最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。）とする。充放電設備については、最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする^{※4}。充電設備については、最新のCEV補助金（車両・充電インフラ等導入事業）の「補助対象充電設備型式一覧表」の事業毎の補助金交付上限額を上限額とする^{※5}。）を交付額とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が2億円を超えた場合は、2億円を交付額とする。</p>

- ※1 ②で定める事業は、複数の建物間を直流給電システムでつなぎ、再生可能エネルギー発電設備及びその付帯設備、蓄電池及びその付帯設備（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該蓄電池及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等）、車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）及びその付帯設備（通信・制御機器、充電設備、充放電設備）、電線、変圧器及び受電設備等電力供給や系統連系に必要な設備、再生可能エネルギー熱供給設備及びその付帯設備（熱導管設備等）、エネルギー需給を制御するためのシステム及び関連設備、省エネルギー設備及びその付帯設備（本事業により構築するエネルギーシステム内の電力若しくは熱需要（消費）を抑制するもの、又は、本事業で構築するエネルギーシステム内の再生可能エネルギー等設備(既設を含む)の電力若しくは熱の供給量の範囲内でエネルギーを消費し、かつエネルギー需給を制御するためのシステムの制御下にあるものに限る。）等の導入を行うものとする。
- ※2 車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）は、外部給電が可能なもので、通信・制御機器、充放電設備を導入する場合に限る。
- ※3 電気事業法（昭和39年法律第170号）において、離島となる区域においては、補助率3分の2とし、100万円を上限額とする。
- ※4 電気事業法上の離島を除く。
- ※5 電気事業法上の離島を除く

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ② 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ③ 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。

設備費 業務費 事務費	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。												
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。												
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。												
	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%	
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金、報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数に分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

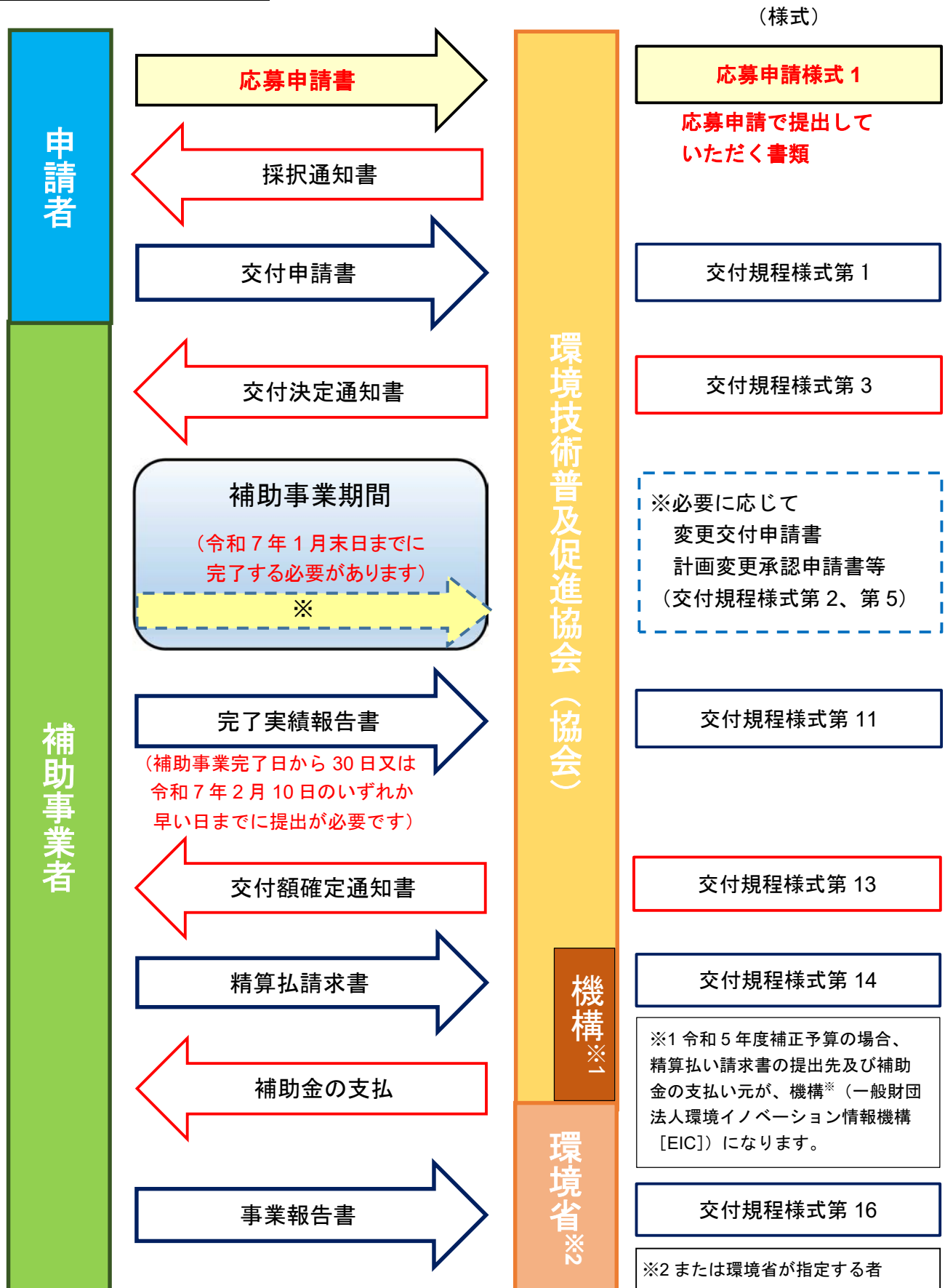
当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

8. 応募申請書の作成要領

8.1 補助事業の流れ（概要）



8.2 応募申請書類

8.2.1 応募申請に必要な書類

応募申請に必要な書類及び様式（応募申請書類）は、以下の A～G です。

- A 【様式 1】 応募申請書
- B 【別紙 1】 実施計画書・【別添 1】 根拠資料
- C 【別紙 2】 経費内訳 ・【別添 2】 根拠資料
- D 【別紙 3】 仕様、図面
- E 【別紙 4】 事業に関わる各種書類
- F 【別紙 5】 参考資料
- G 【別紙 6】 直流給電設備導入計画書 [検討項目] 又は「直流給電設備導入計画書

※各応募申請書類が複数になる場合は、添字と枝番により区別してください。

（詳細は、「8.2.3 応募申請書類の作成方法」を参照してください。）

※A～G の応募申請書類と併せて、「(提出用)応募申請提出書類チェックリスト」の項に記載の、応募申請提出書類チェックリストも提出が必要です。

また、計画策定事業と設備導入事業で提出対象となる書類が異なりますので、チェックリストの「提出対象」欄を確認して、申請に必要な書類を提出してください。

※下記の応募申請書類は、事業毎に様式が指定されています。

- A 【様式 1】 応募申請書
- B 【別紙 1】 実施計画書、【別添 1-5】 実施スケジュール
- C 【別紙 2】 経費内訳、【別添 2-1】 経費区分集計表（補助金所要額算出表）

「8.2.2 事業ごとの様式」に従って、必ず協会 Web サイトの公募情報ページから、申請する事業用の電子ファイルをダウンロードして、電子ファイル内の記載要領や記載例を熟読のうえ、作成してください。

その他の応募申請書類については、決められた様式等が無い場合は、任意に作成してください。

なお、事業者から提出される申請書・報告書等は、書面に責任者・担当者の氏名、連絡先等を記載することにより、その書面の真正性を確保することで、代表者の押印を不要とします。同様に、協会から発出する通知書・承認書等についても、公印の押印は省略します。

また、「7. 別表及び別紙」の「(別紙)」に示す「暴力団排除に関する誓約事項」については、提出は不要ですが、応募申請書の提出をもって誓約事項に同意したものとします。

8.2.2 事業ごとの様式

下表に掲げる応募申請書類は、事業ごとに様式が指定されています。

必ず協会 Web サイトの公募情報ページから、申請する事業用の電子ファイルをダウンロードして、提出書類を作成してください。

事業名		直流による建物間融通モデル創出事業		
		応募申請書 実施計画書 経費内訳 経費区分集計表 (補助金所要額算出表)	実施 スケジュール	応募申請 提出書類 チェックリスト
①	直流給電 計画策定事業	様式 1 別紙 1-1 別紙 2-1 別添 2-1	別添 1-5	(提出用)
②	直流給電 設備導入事業	様式 1 別紙 1-2 別紙 2-2 別添 2-1	別添 1-5	
電子ファイル形式		Excel	Excel	Excel

※【様式 1】応募申請書、【別紙 1】実施計画書、【別紙 2】経費内訳、【別添 2-1】経費区分集計表（補助金所要額算出表）は、事業毎に様式が指定されており、一つの電子ファイルに統合されています。

詳細については、次頁を参照してください。

※本様式は、完了実績報告の、様式（【別紙 1】実施報告書、【別紙 2】経費所要額精算調書、【別添 2-1】経費区分集計表（補助金所要額算出表））も兼ねています。

完了実績報告における様式の記載方法については、応募申請する事業の交付決定後に、協会から案内いたします。

応募申請する事業毎に使用する電子ファイル（Excel 形式）：

① 直流給電計画策定事業への申請の場合

- ・【様式 1・別紙 1-1・別紙 2-1・別添 2-1】応募申請書・実施計画書・経費内訳・経費区分集計表.xlsx
- ・【別添 1-5】実施スケジュール.xlsx
- ・（提出用）応募申請提出書類チェックリスト.xlsx

② 直流給電設備導入事業への申請の場合

- ・【様式 1・別紙 1-2・別紙 2-2・別添 2-1】応募申請書・実施計画書・経費内訳・経費区分集計表.xlsx
- ・【別添 1-5】実施スケジュール.xlsx
- ・（提出用）応募申請提出書類チェックリスト.xlsx

※Excel 形式：拡張子が xlsx

※【別添 1-5】実施スケジュール及び（提出用）応募申請提出書類チェックリストは、共通様式です。

8.2.3 応募申請書類の作成方法

「8.2.1 応募申請に必要な書類」記載の応募申請書類を、以下の要領に従って作成してください。
電子ファイルには、「8.3.2 電磁的方法による申請に必要な書類」に従って、ファイル名を付け、必要に応じて、添字・枝番を付してください。

A【様式 1】応募申請書

A0_【様式 1】応募申請書

次頁の、「○ A0_【様式 1】応募申請書の作成例」及び電子ファイルの要領に従って、作成してください。

※補助事業を 2 者以上で実施する場合は、代表事業者が申請してください。

応募申請書（Excel 形式）を PDF 形式に変換したものも提出してください。

※代表者の押印は不要です。

※必ず協会 Web サイトの公募情報ページから、申請する事業用の電子ファイルをダウンロードして、提出書類を作成してください。

○ A0_【様式 1】応募申請書の作成例

下記の記載例に従って、作成してください（必ず脚注も確認し、対応してください）。

様式 1 令和 6 年 月 日

一般社団法人 環境技術普及促進協会
代表理事 村井 保徳 殿

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)
平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業のうち
直流による建物間融通モデル創出事業
①直流給電計画策定事業
応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。
なお、暴力団排除に関する誓約事項（公募要領別紙）を確認し誓

- (1) 【別紙1】「実施計画書」と記載の根拠資料
- (2) 【別紙2】「経費内訳」と記載の根拠資料
- (3) 【別紙3】「仕様書」、「図面」等
- (4) 【別紙4】「経理的基礎等に関する提出書類」、「業務概要、定款」又は「寄付行為」等
- (5) 【別紙5】「参考資料」
- (6) 【別紙6】「直流給電設備導入計画書〔検討項目〕」又は「直流給電設備導入計画書」

(応募者に関する情報)

代表 事業 者	団体名	表に記載した内容は、実施計画書に自動転記されます。 転記された内容が正しいか確認してください。
	代表者役職	
	代表者氏名	
	所在地	
	法人番号	
連 絡 担 当 窓 口	責任者氏名	連絡担当窓口（責任者・担当者）は、代表事業者に所属する方に 限ります。 責任者は、担当者の上司となる方としてください。
	役職	
	所属部署	
	電話番号	
	E-mail	
	所在地	
	担当者氏名	
	役職	
	所属部署	
	電話番号	
E-mail		
共 同 事 業 者	① 団体名	共同事業者が8者以上の場合は、記載欄を追加してください。 また、後段の、「共同事業者に関する情報」を記載する欄に 共同事業者の団体情報等を記載してください。 なお、追加した欄に記載する情報は実施計画書には自動転記され ませんので、実施計画書も手入力してください。
	② 団体名	
	③ 団体名	
	④ 団体名	
	⑤ 団体名	
	⑥ 団体名	
	⑦ 団体名	

※共同事業者に関する情報を次表に記載してください。

※【様式 1】応募申請書、【別紙 1】実施計画書、【別紙 2】経費内訳、【別添 2-1】経費区分集計表（補助金所要額算出表）が統合された、電子ファイル（Excel 形式）の記載例に従って作成してください。

※書面による申請の場合は、両面印刷にしてください。

※応募申請（採択時）以降に、事業者情報等（団体名称、住所、連絡先、代表者名、担当者名等）の変更を行う場合は、事業者情報等変更届の写しの提出が必要です。

※なお、応募申請（採択時）以降に、協会へ提出する書類には、文書番号を記載して頂く必要があります（詳細は、次頁の「○（参考）文書番号について」を参照してください）。

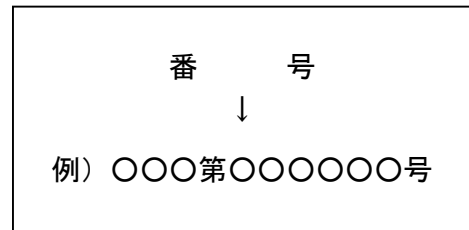
○（参考）文書番号について

文書番号は、応募申請書には記載不要ですが、応募事業の採択以降に、申請者と協会の間で取り交わす文書を特定する重要な番号です。

以下の、協会へ提出する書類については、文書番号が重複しないように文書番号を付し、文書を管理してください。

交付申請書
完了実績報告書
精算払請求書
など

様式は「番号」と記載してありますが、文書番号を記載する位置を示しているものであり、「〇〇〇第〇〇〇〇〇〇号」等に変更して記載してください。



【不適当な例】

- 「番号」・・・文書番号の記載がない（元の様式のまま）
- 「番 001 号」・・・文書番号としてふさわしくない
- 「123456」・・・数字の羅列
- 「環技業（〇〇）第×××××××号」・・・協会が使用する文書番号と混同する

B【別紙 1】実施計画書・【別添 1】根拠資料

B0_【別紙 1】実施計画書

申請する事業の様式（電子ファイル）の記載要領に従って作成し、提出してください。
作成にあたっては、事業内容が実施計画書のみで判る様にしてください。

※「8.2.2 事業ごとの様式」に従って、必ず協会 Web サイトの公募情報ページから、
申請する事業用の電子ファイルをダウンロードして、提出書類を作成してください。

また、補助要件を確認できる以下の「別添資料」を必ず提出してください。

B1_【別添 1-1】事業実施場所の地図

B2_【別添 1-2】導入予定設備の概要

B3_【別添 1-3】CO2 削減効果の算定根拠（ハード対策事業計算ファイルなど）

B4_【別添 1-4】実施体制図

B5_【別添 1-5】実施スケジュール

B6_【別添 1-6】ハザードマップ

B7_【別添 1-7】CO2 削減コストの算定根拠

B8_【別添 1-8】ランニングコストの算定根拠

各別添資料の詳細については、次頁以降を参照してください。

B1_【別添 1-1】事業実施場所の地図

直流給電設備導入事業の実施場所（直流給電計画策定事業の場合は、事業で策定する直流給電設備導入計画書に基づく直流給電設備導入事業の実施場所）が記載されたもの（地図情報）を提出してください。

地図情報は、広域・詳細が判るように、直流給電設備導入事業の実施場所に印をつけると共に、住所や経路の情報（最寄り駅、交通手段）等も記載してください。

（作成例）

B1_【別添 1-1】事業実施場所の地図

事業実施場所
 ○○県○○市○○町○ー○
 △△株式会社××営業所

広域地図

詳細地図

事業実施場所へのアクセスルート
 最寄り駅：JR○○線 △△駅
 最寄り駅からの交通手段：□□バス △△行 ◇◇停留所下車 徒歩○分

B2_【別添 1-2】導入予定設備の概要

直流給電設備導入事業（直流給電計画策定事業の場合は、事業で策定する直流給電設備導入計画書に基づく直流給電設備導入事業）で導入する設備のシステム図、配置図、仕様、台数及び自営線の配置が判る情報等を記載してください。

詳細情報（仕様書や詳細図面など）は、【別紙 3】資料として提出してください。

B3_【別添 1-3】CO2 削減効果の算定根拠

ハード対策事業計算ファイルは、導入予定の設備ごとに作成してください。

また、ハード対策事業計算ファイルの記載方法は、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>（平成 29 年 2 月）」を参照してください。

ハード対策事業計算ファイルと別に、設備ごとの CO2 削減量及びその単価を整理した表も作成し、添付してください。

B4_【別添 1-4】実施体制図

事業の実施体制には、事業の実施責任者、担当者、経理等の事業実施団体の内部体制並びに協会への窓口、設備・工事発注予定先（施工管理の体制も含む）、土地・建物の所有者が代表事業者以外の場合の関係者等、事業実施団体の外部の体制を含め記載してください。

また、共同で申請する場合は、共同事業者について記載すると共に、共同事業者の事業実施責任者の承諾を得ている旨も記載してください。

B5_【別添 1-5】実施スケジュール

申請する事業の内容に合わせて、工程名をわかりやすく記載するとともに、応募申請日、交付申請日、事業開始（発注・契約）日、系統連系完了日、検収日、事業完了（支払）日、完了実績報告日を必ず記載してください。

「5.事業実施のスケジュール」を参考に、電子ファイルの記載例にも従って、余裕を持ったスケジュールを作成してください。

※「8.2.2 事業ごとの様式」に従って、必ず協会 Web サイトの公募情報ページから、申請する事業用の電子ファイルをダウンロードして、作成してください。

B6_【別添 1-6】ハザードマップ

直流給電設備導入事業（直流給電計画策定事業の場合は、事業で策定する直流給電設備導入計画書に基づく直流給電設備導入事業）の実施場所が判る様に印等をつけたものを提出してください。

複数のハザードマップが存在する場合は、全て提出してください。

B7_【別添 1-7】CO2削減コストの算定根拠

直流給電設備導入事業（直流給電計画策定事業の場合は、事業で策定する直流給電設備導入計画書に基づく直流給電設備導入事業）のCO2削減コストの算定根拠を提出してください。

B8_【別添 1-8】ランニングコストの算定根拠

直流給電設備導入事業の補助対象経費（直流給電計画策定事業の場合は、事業で策定する直流給電設備導入計画書に基づく直流給電設備導入事業の補助対象経費）による導入設備のランニングコストの年間と耐用年数期間総額の見込み額について。算定根拠を提出してください。

ランニングコスト（年間）が年度毎に異なる場合は、耐用年数期間の平均金額を記載して、年度毎の内訳を根拠資料で説明してください。

C【別紙2】経費内訳・【別添2】根拠資料

C0_【別紙2】経費内訳

申請する事業の様式（電子ファイル）の記載要領に従って作成し、提出してください。
作成にあたっては、申請する事業に関わる経費について、経費区分、取得財産、金額等が判る様にしてください。

※「8.2.2 事業ごとの様式」に従って、必ず協会 Web サイトの公募情報ページから、申請する事業用の電子ファイルをダウンロードして作成してください。

また、補助要件を確認できる以下の別添資料を必ず提出してください。

C1_【別添 2-1】経費区分集計表（補助金所要額算出表）

C2_【別添 2-2】経費内訳根拠資料

各別添資料の詳細については、次頁以降を参照してください。

C1_【別添 2-1】経費区分集計表（補助金所要額算出表）

申請する事業の実施に必要な経費に関わる見積書・積算書等をもとに作成してください。

※「8.2.2 事業ごとの様式」に従って、必ず協会 Web サイトの公募情報ページから、申請する事業用の電子ファイルをダウンロードして作成してください。

※C1_【別添 2-1】経費区分集計表（補助金所要額算出表）は、「【別添 2-1】経費区分集計表」と「【別添 2-1】補助金所要額算出表」の 2 枚の Excel シートに分かれています。

最初に、「【別添 2-1】経費区分集計表」を作成してください。

※作成にあたっては、正しい費用区分、経費項目ごとの内訳（単価・数量・単価とその根拠）等が判る様に記載してください（「一式」の記載は不可です）。

集計結果が、「【別添 2-1】補助金所要額算出表」に転記されますので、その集計結果が正しいか確認してください。

※車載型蓄電池、充放電設備及び充電設備を補助対象経費として申請する場合は、「【別添 2-1】補助金所要額算出表」の専用欄に記載してください（「【別添 2-1】経費区分集計表」への記載は不可です）。

「【別添 2-1】補助金所要額算出表」の集計結果は、「C0_【別紙 2】経費内訳」へ自動転記されますので、転記された費用区分と金額が正しいか確認してください（正しく作成したにも関わらず間違った集計結果になった場合は、協会に問合せってください）。

※「C1_【別添 2-1】経費区分集計表（補助金所要額算出表）」の作成にあたって使用した各種資料は、「C2_【別添 2-2】経費内訳根拠資料」として提出してください。

C2_【別添 2-2】経費内訳根拠資料

○見積書、積算書、人件費、委託費、設計費、労務費、共通費等の根拠資料等を提出してください。

※具体例については、次頁の「○見積書の例」を参考にしてください。

※見積もり書が複数ある場合は、番号を付与する等、判別が出来るようにしてください。

※見積書は、応募申請時において有効であるものを提出してください。

※人件費、委託費、設計費、労務費、共通費等は、原則として、「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」及び国土交通省の「設計業務委託等技術者単価」・「設計業務等標準積算基準」・「公共工事設計労務単価表」・「公共建築工事共通費積算基準」等を準用し、その他の算出基準を採用する場合は、その根拠を明確にしてください。

○車載型蓄電池、充放電設備及び充電設備を補助対象経費として申請する場合は、応募申請時点で、最新の CEV 補助金又は充電インフラ補助金の対象設備であることが判る根拠資料を提出してください。

○補助対象事業の契約、発注先については、競争原理が働くような手続き（三者以上の見積もり等）によって決定することが必要です。


しかしながら、補助事業の運営上、一般競争が困難又は不相当である場合は、指名競争又は随意契約によることができますので、該当する場合は事前に協会までご相談ください。

※随意契約を行う場合は、発注先の選定経緯及び随意契約に至った理由を説明した資料を、交付申請までに提出してください。

ただし、単に当該業務に精通していることのみで「入札での選定が困難又は不相当」とすることは、仕様書等による競争が可能であることから、随意契約とする理由としては認められません。

○見積書の例

〇〇株式会社 御中

株式会社△△ 

見積書

発行日: ××××年××月××日

件 名: 〇〇設備導入工事

金 額: 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(税抜き)

受渡場所: 〇〇株式会社〇〇事業所

受渡期日: ××××年××月××日

取引条件: ◆◆◆◆

見積有効期限: 発行日より××日間

その他

- ・応募申請時に、有効な見積書を添付してください。
- ・見積金額に税込・税抜き等の記載があることを確認してください。
- ・発行日、有効期限等の記載があることを確認してください。

- ・間接工事費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）などは、算出の根拠となる計算式を記載してください。
- ・設計費、工事費、人件費、労務費などの、単価がわかる見積書にしてください。
- ・「建設物価」、「公共工事設計労務単価表」、「公共建築工事積算基準」等に照らし適正な価格となっているか確認し、これらの資料を根拠資料として提出してください（根拠資料には、採用した単価や式などにマーカ等で印をつけ、判別できるようにしてください）。

見積明細書

品名	数量	単価	金額
設備費			
工事費			
材料費			
労務費			
共通仮設費			
現場管理費			
一般管理費			
機械器具費			
合計			

- ・各経費は「一式」でなく、単価×数量（人工）など、詳細がわかる内訳書等を添付してください。

- ・補助対象・補助対象外の経費が、わかるように明示してください。（補助対象外経費がある場合は、間接工事費等も按分してください。）
- ・消耗品や撤去費などは、補助対象外になります。

D【別紙3】仕様、図面

【別添 1-2】導入予定設備の概要の詳細資料として、提出してください。

D1_【別紙3】仕様書

D2_【別紙3】図面

各別紙資料の詳細については、次頁以降を参照してください。

D1_【別紙 3】仕様書

【別添 1-2】導入予定設備に関わる詳細資料として、仕様書等を提出してください。

D2_【別紙 3】図面として提出してください。

【別添 1-2】導入予定設備に関わる詳細資料として、事業で導入する設備の、場所・施設への配置図及び直流給電システムの設計図面等を提出してください。

E【別紙4】事業に関わる各種書類

申請する事業に関わる以下の各種書類について、該当する場合に写しを提出してください。

- E1_【別紙4】共同事業者覚書
- E2_【別紙4】行政機関から通知された許可書等
- E3_【別紙4】事業概要及び定款又は寄付行為
- E4_【別紙4】経理的基礎等に関する提出書類
- E5_【別紙4】防災協定書
- E6_【別紙4】電力供給承諾書
- E7_【別紙4】系統連系申込書及び承諾書
- E8_【別紙4】リース等契約関係書類
- E9_【別紙4】PPA等契約関係書類
- E10_【別紙4】説明会等の実施根拠資料

各別紙資料の詳細については、次頁以降を参照してください。

※事業毎に、提出対象となる書類が異なりますので、チェックリストの「提出対象」欄を確認して、申請に必要な書類を提出してください。

E1_【別紙 4】 共同事業者覚書

複数の団体が共同で申請する場合、代表事業者及び共同事業者間の役割分担及び債務負担等に関する覚書（協定書、契約書等）の写しを提出してください。

応募申請時に覚書が未締結の場合は、覚書の案を提出し、交付申請時もしくは遅くとも完了実績報告時までには締結を完了して、押印・発効済の覚書の写しを提出してください。

E2_【別紙 4】 行政機関から通知された許可書等

法律に基づく事業者であることを補助事業の要件としている事業については、法律に基づく事業であることを証する行政機関から通知された許可証等の写しを提出してください。

E3_【別紙 4】 業務概要及び定款又は寄付行為

代表事業者（共同事業者がある場合はそれを含む。）の、業務概要がわかる資料（企業パンフレット等）及び定款又は寄付行為を提出してください。

E4_【別紙 4】 経理的基礎等に関する提出書類

民間団体が代表事業者として申請する場合は、直近の 2 決算期の貸借対照表及び損益計算書（応募の申請時に、法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算とし、法人の設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合には、直近の 1 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書。）を提出してください。

なお、直近の 2 決算期において債務超過が見られる場合、事業継続性を担保できる措置を講じるとともに、その確証となる書類を提出してください（該当する場合は、協会にご相談ください）。

E5_【別紙 4】 防災協定書

直流給電設備導入事業の実施場所が属する地方公共団体との間で、防災協定等を締結済みもしくは事業完了までに締結する場合は、完了実績報告までに、協定書の写し又は協定を締結していることと同等であることを証明できる覚書等の書類の写しを提出してください。

※直流給電計画策定事業への申請の場合は提出不要ですが、本計画策定事業で策定する直流給電設備導入計画書に基づく設備導入事業の実施場所が、既に協定を締結済みもしくは協定に向けて話し合いなどを行っている場合は、参考として提出してください。

E6_【別紙 4】電力供給承諾書

一般送配電事業者と電力供給に関わる契約を行う場合は、電力供給承諾書の写しを交付申請までに提出してください。

また、事業で導入する設備を用いて電力供給サービスを実施する場合は、電力供給サービスの需要家と締結する契約書等の写しを交付申請までに提出してください。

交付申請時に提出できない場合は、契約案や契約に向けた状況が判る根拠資料を提出し、完了実績報告までに承諾書や契約書の写しを提出してください。

※直流給電計画策定事業への申請の場合は、提出不要です。

E7_【別紙 4】系統連系申込書及び承諾書

事業実施において系統連携が必要な場合は、完了実績報告までに系統連系協議を完了し、系統連系申込書及び承諾書の写しを提出してください。

※直流給電計画策定事業への申請の場合は、提出不要です。

E8_【別紙 4】リース等契約関係書類

リース契約等を行う場合は、契約書を提出してください。

応募申請時に契約が未締結の場合は、契約書案等を提出し、交付申請時もしくは遅くとも完了実績報告時までに契約を締結して、契約書の写しを提出してください。

また、完了実績報告時までに、リース料等から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を行っていることが分かる資料を提出してください。

※直流給電計画策定事業への申請の場合は、提出不要です。

E9_【別紙 4】PPA 等契約関係書類

直流給電設備導入事業で導入する設備等により、需要家に PPA 等の電力供給サービス等を行う場合は、完了実績報告までに契約書の写しを提出してください。

応募申請時において、契約が未締結の場合は、契約書案や契約に向けての協議状況が判る資料を提出してください。

また、完了実績報告時までに、PPA 契約の料金等から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を行っていることが分かる資料を提出してください。

※直流給電計画策定事業への申請の場合は、提出不要です。

E10_【別紙 4】説明会等の実施根拠資料

直流給電設備導入事業において、導入する太陽光発電設備が、再エネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に基づく説明会又は事前周知措置（説明会等）の実施ガイドラインに該当する場合は、設備導入着手までに説明会等を実施して、説明会等を実施したことがわかる根拠資料を「E10_【別紙 4】説明会等の実施根拠資料」として、提出してください。

ガイドラインの詳細については、「4.4.2 太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項」や Q&A 集等を参照してください。

※直流給電計画策定事業の場合は提出不要ですが、事業で策定する直流給電設備導入計画に基づく設備導入事業がガイドラインに該当する場合は、説明会等の実施は必須です。

F【別紙5】参考資料

応募申請資料に、A～E 及び G に該当しない補足資料等があれば、提出してください。

なお、応募事業の採択時において、採択通知に、「採択条件」や「採択のコメント」が付された場合は、付された「採択条件」や「採択のコメント」に対する対応及び結果を纏めた説明資料等を、採択通知に記された期限（交付申請、完了実績報告時等）までに参考資料として提出していただく必要があります。

G【別紙6】直流給電設備導入計画書〔検討項目〕又は直流給電設備導入計画書

申請する事業により、下記いずれかの資料を提出してください。

① 直流給電計画策定事業への申請の場合

G1_【別紙6】直流給電設備導入計画書〔検討項目〕

事業で策定する直流給電設備導入計画書の作成にあたって必要な検討項目を、【別紙6】直流給電設備導入計画書〔検討事項〕として提出してください。

応募申請（採択時）以降に、検討項目の変更があった場合は、交付申請時に「直流給電設備導入計画書〔検討項目〕」の変更履歴及び旧版が提出が必要です。

また、交付申請（交付決定時）以降に、検討項目の変更があった場合は、完了実績報告時に、応募申請（採択時）からの「直流給電設備導入計画書〔検討項目〕」の変更履歴及び旧版の提出が必要です。

② 直流給電設備導入事業への申請の場合

G1_【別紙6】直流給電設備導入計画書

直流給電計画策定事業で策定した直流給電設備導入計画もしくは事業実施内容が直流給電設備導入計画と同等と認められる直流給電設備導入計画を【別紙6】直流給電設備導入計画書として提出してください。

応募申請（採択時）以降に、事業内容、事業効果等の変更があった場合は、交付申請時に「直流給電設備導入計画書」の変更履歴及び旧版の提出が必要です。

また、交付申請（交付決定時）以降に、事業内容、事業効果等の変更があった場合は、完了実績報告時に、事業で実施した「直流給電設備導入計画書」以外に、応募申請時からの「直流給電設備導入計画書」の変更履歴及び旧版の提出が必要です。

※計画書の作成にあたって必要な検討項目や記載例については、「8.4 直流給電設備導入計画書の作成にあたって必要な検討項目等」を参照してください。

※いずれの事業においても、事業や計画の内容を変更する場合は、必ず事前に協会に相談をして、承認を受けてください。

(提出用) 応募申請提出書類チェックリスト

本チェックリストで、提出する応募申請書類が漏れなく揃っているかを確認して、応募申請書類とあわせて提出してください(「8.3 応募申請の方法」に記載された、「電磁的方法による申請」と「書面による申請」の共通書式になっています)。

※必ず協会 Web サイトの公募情報ページから、申請する事業用の電子ファイルをダウンロードして、作成してください。

代表事業者・共同事業者・事業名・事業実施場所を記載してください。

応募申請提出書類チェックリスト
 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業
 ※CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業のうち
 直流による建物間融通モデル創出事業

提出する書類のチェックについては、チェックリスト脚注の記載に従ってください。

応募事業		※応募する事業をプルダウンメニューから選択してください。		確認欄	
代表事業者				電子ファイル	書面
事業名					
申請する事業をプルダウンメニューから選択してください					
		形式			
A	【様式1】 応募申請書	PDF	A0_【様式1】 応募申請書_〇〇社 ※【様式1】応募申請書をPDF化したもの(詳細は、脚注を参照してください)。		
B	【様式1】 応募申請書 【別紙1】 実施計画書 【別紙2】 経費内訳 【別添2-1】 経費区分集計表(補助金所要額算出表)	Excel	B0_【様式1・別紙1-1・別紙2-1・別添2-1】 応募申請書・実施計画書・経費内訳・経費区分集計表_〇〇社 ※直流給電計画策定事業への申請の場合。 B0_【様式1・別紙1-2・別紙2-2・別添2-1】 応募申請書・実施計画書・経費内訳・経費区分集計表_〇〇社 ※直流給電設備導入事業への申請の場合。		
	【別紙1】 実施計画書	-	B0_【別紙1-1】 実施計画書 ※直流給電計画策定事業への申請の場合。 B0_【別紙1-2】 実施計画書 ※直流給電設備導入事業への申請の場合。		
	【別添1-1】 事業実施場所の地図	PDF	B1_【別添1-1】 事業実施場所の地図_〇〇社		
	【別添1-2】 導入予定設備の概要(システム図、配置図、仕様書など)	PDF	B2_【別添1-2】 導入予定設備の概要_〇〇社		
B	【別添1-3】 CO2削減効果の算定根拠(ハード対策事業計算ファイルなど)	Excel	B3_【別添1-3】 CO2削減効果の算定根拠_〇〇社		
	【別添1-4】 実施体制図	PDF	B4_【別添1-4】 実施体制図_〇〇社		
	【別添1-5】 実施スケジュール	Excel	B5_【別添1-5】 実施スケジュール_〇〇社		
	【別添1-6】 ハザードマップ	PDF	B6_【別添1-6】 ハザードマップ_〇〇社		
	【別添1-7】 CO2削減コストの算定根拠	PDF	B7_【別添1-7】 CO2削減コストの算定根拠_〇〇社		
	【別添1-8】 ランニングコストの算定根拠	PDF	B8_【別添1-8】 ランニングコストの算定根拠_〇〇社		
C	【別紙2】 経費内訳	-	C0_【別紙2-1】 経費内訳 ※直流給電計画策定事業への申請の場合。 C0_【別紙2-2】 経費内訳 ※直流給電設備導入事業への申請の場合。		
	【別添2-1】 経費区分集計表(補助金所要額算出表)	-	C1_【別添2-1】 経費区分集計表		
	【別添2-2】 経費内訳根拠資料(見積書、積算書、共通費、人件費、労務費、設計費、発注先選定等の根拠資料)	PDF Excel 等	C2_【別添2-2】 経費内訳根拠資料_〇〇社		
D	【別紙3】 仕様書	PDF	D1_【別紙3】 仕様書_〇〇社		
	図面	PDF	D2_【別紙3】 図面_〇〇社		
E	共同事業者覚書	PDF	E1_【別紙4】 共同事業者覚書_〇〇社		
	行政機関から通知された許可書等(該当する場合に提出してください)	PDF	E2_【別紙4】 行政機関から通知された許可書等の写し_〇〇社		
	業務概要及び定款又は寄付行為(共同事業者も提出してください)	PDF	E3_【別紙4】 業務概要及び定款又は寄付行為_〇〇社		
	経理的基礎等に関する提出書類(代表事業者が民間団体の場合)	PDF	E4_【別紙4】 経理的基礎等に関する提出書類_〇〇社		
	防災協定等を証明する提出書類(地方公共団体と防災協定等を締結する場合)	PDF	E5_【別紙4】 防災協定書_〇〇社		
	電力供給承諾書	PDF	E6_【別紙4】 電力供給承諾書_〇〇社		
	系統連系申込書及び承諾書	PDF	E7_【別紙4】 系統連系申込書及び承諾書_〇〇社		
	リース等契約関係書類(リース契約等を行う場合)	PDF Excel	E8_【別紙4】 リース等契約関係書類_〇〇社		
	PPA等契約関係書類(需要家と電力供給サービス契約等を行う場合)	PDF	E9_【別紙4】 PPA等契約関係書類_〇〇社		
	再エネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に関わる根拠資料	PDF	E10_【別紙4】 説明会等の実施根拠資料_〇〇社		
F	【別紙5】 参考資料	PDF	F1_【別紙5】 参考資料_〇〇社		
G	直流給電設備導入計画書[検討項目](直流給電計画策定事業への申請の場合)	PDF	G1_【別紙6】 直流給電設備導入計画書[検討項目]_〇〇社		
	直流給電設備導入計画書(直流給電設備導入事業への申請の場合)	PDF	G1_【別紙6】 直流給電設備導入計画書_〇〇社		
-	(提出用) 応募申請提出書類チェックリスト	Excel	(提出用) 応募申請提出書類チェックリスト_〇〇社		
電磁的方法による提出	電子ファイル 各1個(A~G)		※ファイル名は、正しく付けてください。		
書面による提出	書面 各1部(A~G) メディア媒体(CD-RまたはDVD-R) 1枚		※メディア媒体には、事業者名を記載してください。		

8.3 応募申請の方法

8.3.1 応募申請書類の提出方法

応募申請は、協会 Web の公募情報に記載の公募期間内に、以下のいずれかの方法で行ってください。

- ①電磁的方法による申請
- ②書面による申請
(電磁的方法による応募申請書類の提出を行うことができないとき)

それぞれの申請方法については、「8.3.2 電磁的方法による申請」及び「8.3.3 書面による申請」を参照してください。

※交付申請は、必ず代表事業者自身が行ってください。

※申請方法に関わらず、1事業ごとに1件の申請としてください。
複数件の申請をまとめて行うことはできません。

※書面による申請においても、メディア媒体（CD-R または DVD-R）による、提出書類の電子ファイルを提出していただく必要があります。

それぞれの申請方法において、必要な提出物は以下のとおりです。

	電子ファイル	紙媒体
①電磁的方法による申請	○	—
②書面による申請	○	○

(「○」: 提出が必要です)

8.3.2 電磁的方法による申請

8.3.2.1 電磁的方法による申請方法

「8.3.2.2 電磁的方法による申請に必要な書類」の表に記載された応募申請書類を、提出期限までに、下記の【提出先】メールアドレス宛に電子メールで提出してください。

※提出期限は、協会 Web サイトの、申請する事業の公募情報ページを確認してください。

【提出先】

メールアドレス : chokuryu@eta.or.jp

件名 : 【直流 (団体名)】応募申請書

※「団体名」には、代表事業者名 (略称可) を入れてください。

電子メールの送信は、応募申請書に記載した「連絡担当窓口」の方が行ってください。
(「連絡担当窓口」は、代表事業者に所属する方に限ります。)

なお、電子ファイルのサイズやメールシステムの問題等、やむを得ない事情により、電子メールによる提出が出来ない場合は、データサーバ経由の提出も可能です。

データサーバ経由の提出の場合は、「連絡担当窓口」の方が、提出期限の2時間前までに、提出先メールアドレス (chokuryu@eta.or.jp) 宛に、「データサーバ経由で申請書類の提出を行う」旨と「電子ファイルのダウンロード URL とパスワード」等の情報を、電子メールで連絡してください。

協会において、提出書類の電子ファイルを、電子メールの受信又はデータサーバからダウンロード後、確認を完了した時点が、応募申請の受領となります。

(提出にあたっての注意事項)

- ・ 提出する資料のデータ容量は十分に注意をしてください。
- ・ データを圧縮する場合は、zip 形式を使用してください。
- ・ 提出資料には、資料ごとに代表事業者名 (略称可) を含むファイル名を付けてください。
(詳細は、「8.3.2.2 電磁的方法による申請に必要な書類」を参照してください)
- ・ 電子ファイルでは確認しづらい資料などは、書面での提出を求めることがあります。
- ・ 応募申請書類に過不足がないかを、必ず「応募申請提出書類チェックリスト」で確認して、「(提出用) 応募申請提出書類チェックリスト」も提出してください。

8.3.2.2 電磁的方法による申請に必要な書類

下表に示す申請書類を、「8.3.2.1 電磁的方法による申請方法」に従って、電子ファイルで提出してください（表右側2列において、「○」が提出対象、「－」は提出不要（提出も可）です）。

※脚注の記載項目も確認して、漏れなく提出書類を作成し、提出してください。

申請書類の様式及び電子ファイル名		形式	備考	計画策定	設備導入
A	【様式 1】 A0_【様式 1】 応募申請書_〇〇社	PDF	提出書類 B0 の、【様式 1】 応募申請書シートを PDF 化したものを提出してください。	○	○
	【様式 1】 B0_【様式 1・別紙 1-1・別紙 2-1・別添 2-1】 応募申請書・実施計画書・経費内訳・ 【別紙 1】 経費区分集計表_〇〇社 【別紙 2】 【別添 2-1】	Excel	左記何れかの申請する事業用の様式を提出してください。 「8.2.2 事業ごとの様式」も参照して、必ず協会 Web サイトの公募情報ページから、申請する事業の申請用電子ファイルをダウンロードして作成してください。	○	－
【様式 1】 B0_【様式 1・別紙 1-2・別紙 2-2・別添 2-1】 応募申請書・実施計画書・経費内訳・ 【別紙 2】 経費区分集計表_〇〇社	－			○	
B	【別添 1-1】 B1_【別添 1-1】 事業実施場所の地図_〇〇社	PDF	設備導入事業の実施場所が判る広域・詳細地図（実施場所に印を付け、詳細地図には住所、最寄り駅、交通手段（所要時間）を記載してください）。	○	○
	【別添 1-2】 B2_【別添 1-2】 導入予定設備の概要_〇〇社	PDF	導入設備の仕様や台数、システム構成・配置の概要を記載してください。 資料が多岐に渡る場合は、概要資料のみとし、詳細資料は、【別紙 3】として提出してください。	○	○
	【別添 1-3】 B3_【別添 1-3】 CO2 削減効果の算定根拠_〇〇社	Excel	ハード対策事業計算ファイルなどを提出してください。	○	○
	【別添 1-4】 B4_【別添 1-4】 実施体制図_〇〇社	PDF	事業窓口、担当、経理及び発注先等を漏れなく記載してください。	○	○
	【別添 1-5】 B5_【別添 1-5】 実施スケジュール_〇〇社	Excel	記載例に従って、必要な情報を漏れなく記載してください。	○	○
	【別添 1-6】 B6_【別添 1-6】 ハザードマップ_〇〇社	PDF	設備導入事業の実施場所が判る様に、印等を付けてください。	○	○
	【別添 1-7】 B7_【別添 1-7】 CO2 削減コストの算定根拠_〇〇社	PDF		○	○
	【別添 1-8】 B8_【別添 1-8】 ランニングコストの算定根拠_〇〇社	PDF		○	○

申請書類の様式及び電子ファイル名		形式	備考	計画 策定	設備 導入
C	【別添 2-2】 C2_【別添 2-2】経費内訳根拠資料_〇〇社 (見積書、積算書、間接工事費、人件費、労務費、設計費、発注先選定等の根拠資料)	PDF Word Excel 等	車載型蓄電池、充電設備、充放電設備を補助対象とする場合は、最新の CEV 補助金又は充電インフラ補助金の補助対象と判る根拠資料を提出してください。 応募申請時から、補助対象設備や補助金額等が変更がある場合等は、事前に協会に相談いただき承認を得る必要があります。	○	○
	【別紙 3】 D1_【別紙 3】仕様書_〇〇社	PDF	【別添 1-2】記載の設備・システム図の詳細資料を提出してください。	○	○
D	D2_【別紙 3】図面_〇〇社	PDF		○	○
E	【別紙 4】 E1_【別紙 4】共同事業者覚書_〇〇社	PDF	応募申請時に未締結の場合は、覚書案を提出し、遅くとも完了実績報告までに締結した覚書の写しを提出してください。	○	○
	E2_【別紙 4】行政機関から通知された許可書等の写し_〇〇社	PDF	法律に基づく事業者であることを補助事業者の要件としている場合に提出してください。	○	○
	E3_【別紙 4】事業概要及び定款又は寄付行為_〇〇社	PDF	代表事業者・共同事業者のどちらも提出してください。	○	○
	E4_【別紙 4】経理的基礎等に関する提出書類_〇〇社	PDF	代表事業者の、直近 2 決算期の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。(民間団体のみ)	○	○
	E5_【別紙 4】防災協定書_〇〇社	PDF	設備導入事業の実施場所が属する地方公共団体との間で、防災協定等を締結済みもしくは事業完了までに締結する場合は、完了実績報告までに提出してください。	—	○
	E6_【別紙 4】電力供給承諾書_〇〇社	PDF	完了実績報告までに提出してください。	—	○
	E7_【別紙 4】系統連系申込書及び承諾書_〇〇社	PDF	完了実績報告までに提出してください。	—	○
	E8_【別紙 4】リース等契約関係書類_〇〇社	PDF Excel	該当する場合で、応募申請時に未締結の場合は、契約書案等を提出し、事業完了までに締結し、契約書等の写しを提出してください。	—	○
	E9_【別紙 4】PPA 等契約関係書類_〇〇社	PDF		—	○
	E10_【別紙 4】説明会等の実施根拠資料_〇〇社	PDF	「4.4.2 太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項」や Q&A 集等を参照し、ガイドラインに該当する場合に提出してください。	—	○
F	【別紙 5】 F1_【別紙 5】参考資料_〇〇社	PDF	上記以外の補足資料等があれば提出してください。	○	○

申請書類の様式及び電子ファイル名		形式	備 考	計画 策定	設備 導入
G	【別紙 6】 G1_【別紙 6】 直流給電設備導入計画書 [検討項目] _〇〇社	PDF	直流給電計画策定事業への申請 の場合に提出してください。	○	—
	【別紙 6】 G1_【別紙 6】 直流給電設備導入計画書 _〇〇社	PDF	直流給電設備導入事業への申請 の場合に提出してください。	—	○

※申請書類は、必ず協会 Web サイトの公募情報ページから、申請する事業の申請用電子ファイルをダウンロードして作成してください。

(様式等が指定されていない提出書類は、事業者の書式で作成してください。)

※電子ファイル名の「〇〇社」は、代表事業者名（略称可）です。

※書面による申請においても、電磁的方法による申請に必要な書類の電子ファイルを保存したメディア媒体（CD-R または DVD-R）を、1 枚提出していただく必要があります

※【別紙 4】は、該当する場合に提出してください。

※【別紙 6】は、申請する事業によって、いずれかの書類を提出してください。

- ・ 直流給電計画策定事業への申請の場合：【別紙 6】 直流給電設備導入計画書 [検討項目]
- ・ 直流給電設備導入事業への申請の場合：【別紙 6】 直流給電設備導入計画書

※【別紙 6】は、交付規程や公募要領等に従って作成してください（実施計画書の様式を使って作成するものではありません）。

8.3.3 書面による申請

8.3.3.1 書面による申請方法

「8.3.3.2 書面による申請に必要な書類」の、「○提出書類（書面）のファイリング方法」に従ってファイリングした応募申請書類（紙媒体）を1部と、「8.3.2.2 電磁的方法による申請に必要な書類」の表に記載された電子ファイルを保存したメディア媒体（CD-RまたはDVD-R）を1枚、提出期限までに協会に到着するように、発送（郵便、宅配便など）もしくは持参してください。

※発送の手段は、荷物の追跡が可能なサービスを利用してください。

【提出先】

宛先：

一般社団法人 環境技術普及促進協会 業務部 業務第2グループ
「直流事業」担当宛

住所：

〒534-0024
大阪市都島区東野田町 2-5-10 京橋プラザビル 6階

（提出にあたっての注意事項）

- ・書類は、紙綴器（ホッチキス等）止めせずに、パンチ穴をあけてファイリングしてください。
- ・それぞれの書類の前ページに、インデックスを付し、「様式1」等を記載した「あい紙」を必ず挿入してください。（書類にはインデックスを直接付さないでください。）
- ・メディア媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。
- ・提出された書類は返却しませんので、必ず写しを保存しておいてください。
- ・応募申請書類を封筒に入れ、宛名面に、代表事業者名及び「直流による建物間融通モデル創出事業 応募申請書類 在中」と、朱書きで明記してください。

8.3.3.2 書面による申請に必要な書類

下表に示す申請書類を、「8.3.3.1 書面による申請方法」に従って書面で提出してください（表右側2列において、「○」が提出対象、「－」は提出不要（提出も可）です）。

なお、書面による申請においても、「8.3.2.2 電磁的方法による申請に必要な書類」に記載された申請用の電子ファイルを保存したメディア媒体（CD-R または DVD-R）を、1枚提出していただく必要があります。

※メディア媒体が提出できない場合は、事前に協会へ相談してください。

申請書類の様式		形式	備考	計画策定	設備導入
A	【様式 1】 A0_応募申請書	書面	「8.2.2 事業ごとの様式」を参照して、必ず協会 Web サイトの公募情報ページから、申請する事業の申請用電子ファイルをダウンロードして申請書類を作成してください。	○	○
	【別紙 1】 B0_実施計画書	書面		○	○
B	【別添 1-1】 B1_事業実施場所の地図	書面	設備導入事業の実施場所が判る広域・詳細地図（実施場所に印を付け、詳細地図には住所、最寄り駅、交通手段（所要時間）を記載してください）。	○	○
	【別添 1-2】 B2_導入予定設備の概要	書面	導入設備の仕様や台数、システム構成・配置の概要を記載してください。	○	○
	【別添 1-3】 B3_CO2削減効果の算定根拠	書面	ハード対策事業計算ファイルなどを提出してください。	○	○
	【別添 1-4】 B4_実施体制図	書面	事業窓口、担当、経理及び発注先等を漏れなく記載してください。	○	○
	【別添 1-5】 B5_実施スケジュール	書面	記載例に従って、必要な情報を漏れなく記載してください。	○	○
	【別添 1-6】 B6_ハザードマップ	書面	設備導入事業の実施場所が判る様に、印等を付けてください。	○	○
	【別添 1-7】 B7_CO2削減コストの算定根拠	書面		○	○
	【別添 1-8】 B8_ランニングコストの算定根拠	書面		○	○

申請書類の様式		形式	備考	計画策定	設備導入	
C	【別紙 2】	C0_経費内訳	書面	「8.2.2 事業ごとの様式」を参照して、必ず協会 Web サイトの公募情報ページから、申請する事業の申請用電子ファイルをダウンロードして申請書類を作成してください。	○	○
	【別添 2-1】	C1_経費区分集計表（補助金所要額算出表）	書面		○	○
	【別添 2-2】	C2_経費内訳根拠資料 （見積書、積算書、間接工事費、人件費、労務費、設計費、発注先選定等の根拠資料）	書面		車載型蓄電池、充電設備、充放電設備を補助対象とする場合は、応募時の最新の CEV 補助金又は充電インフラ補助金の補助対象と判る根拠資料を提出してください。 応募申請時から、補助対象設備や補助金額等が変更がある場合等は、必ず事前に協会に相談いただき承認を得る必要があります。	○
D	【別紙 3】	D1_仕様書	書面	【別添 1-2】記載の設備・システム図の詳細資料を提出してください。	○	○
		D2_図面	書面		○	○
E	【別紙 4】	E1_共同事業者覚書	書面	応募申請時に未締結の場合は、覚書の案を提出してください。	○	○
		E2_行政機関から通知された許可書等の写し	書面	法律に基づく事業者であることを補助事業者の要件としている場合に添付してください。	○	○
		E3_事業概要及び定款又は寄付行為	書面	代表事業者・共同事業者のどちらも提出してください。	○	○
		E4_経理的基礎等に関する提出書類	書面	代表事業者の、直近 2 決算期の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。（民間団体のみ）	○	○
		E5_防災協定書	書面	設備導入事業の実施場所が属する地方公共団体との間で、防災協定等を締結済みもしくは事業完了までに締結する場合は、完了実績報告までに提出してください。	—	○
		E6_電力供給承諾書	書面	完了実績報告までに提出してください。	—	○
		E7_系統連系申込書及び承諾書	書面	完了実績報告までに提出してください。	—	○
		E8_リース等契約関係書類	書面	該当する場合で、応募申請時に未締結の場合は、契約書案等を提出し、事業完了までに締結し、契約書等の写しを提出してください。	—	○
		E9_PPA 等契約関係書類	書面		—	○
		E10_【別紙 4】説明会等の実施根拠資料	書面	「4.4.2 太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項」や Q&A 集等を参照し、ガイドラインに該当する場合に提出してください。	—	○
F	【別紙 5】	F1_参考資料	書面	上記以外の補足資料等があれば提出してください。	○	○

申請書類の様式		形式	備 考	計画 策定	設備 導入
G	【別紙 6】 G1_直流給電設備導入計画書 [検討項目]	書面	直流給電計画策定事業への申請 の場合に提出してください。	○	—
	G1_直流給電設備導入計画書	書面	直流給電設備導入事業への申請 の場合に提出してください。	—	○

※申請書類は、必ず協会 Web サイトの公募情報ページから、申請する事業の申請用電子ファイルをダウンロードして作成してください。

(様式等が指定されていない提出書類は、事業者の書式で作成してください。)

※【別紙 4】は、該当する場合に提出してください。

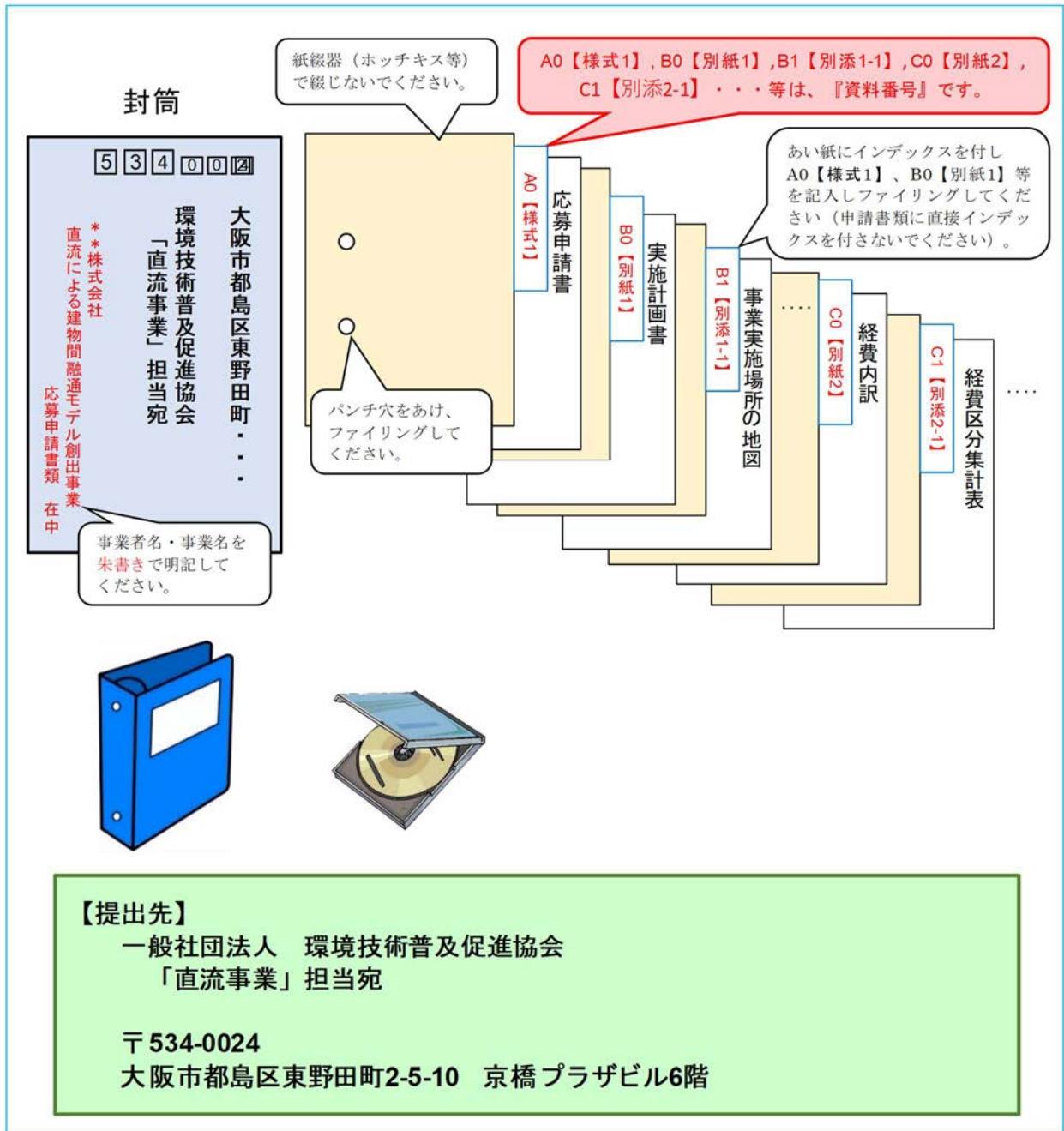
※【別紙 6】は、申請する事業によって、いずれかの書類を提出してください。

- ・ 直流給電計画策定事業への申請の場合：【別紙 6】 直流給電設備導入計画書 [検討項目]
- ・ 直流給電設備導入事業への申請の場合：【別紙 6】 直流給電設備導入計画書

※【別紙 6】は、交付規程や公募要領等に従って作成してください（実施計画書の様式を使って作成するものではありません）。

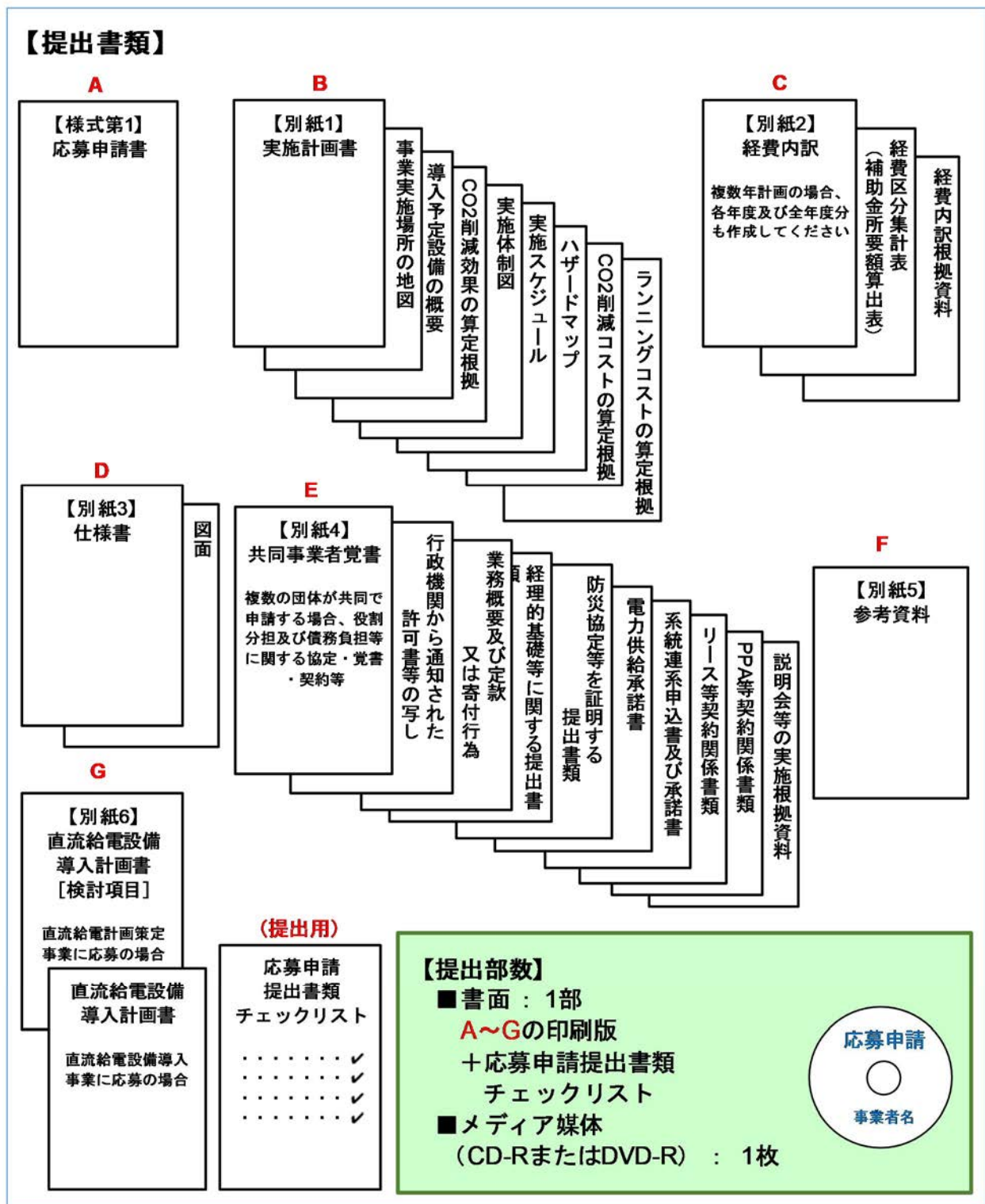
○提出書類（書面）のファイリング方法（1）

- ・ 提出する書類毎に、インデックスを付した、あい紙を挿入して、ファイリングしてください。
- ・ 書類には、直接インデックスを付さないでください。
また、紙綴器（ホッチキス等）で綴じないでください。
- ・ 提出書類を封入する封筒等には、宛先や応募する事業名を明記してください。



○提出書類（書面）のファイリング方法（2）

・他に提出する書類がある場合は、関係する書類と併せてファイリングしてください。



8.4 直流給電設備導入計画書の作成にあたって必要な検討項目等

8.4.1 直流給電計画策定事業に応募する場合

直流給電計画策定事業で策定する、「直流給電設備導入計画書」の検討項目を、「8.4.5 直流給電設備導入計画書の記載例」の内容を参考にして作成し、実施計画書へ記載すると共に、「G1_【別紙6】直流給電設備導入計画書 [検討項目]」として提出してください。

なお、事業で策定する「直流給電設備導入計画書」を完了実績報告で提出していただきます。

また、応募申請した事業の採択において、採択条件やコメントを付与された場合は、その採択条件やコメントに対してどのような検討を行ったかについてと、その検討結果についても、「直流給電設備導入計画書」に明示的に記載していただく必要があること、ご注意ください。

8.4.2 直流給電設備導入事業に応募する場合

① 直流給電計画策定事業を実施した場合

直流給電計画策定事業で策定した、「直流給電設備導入計画書」を、「G1_【別紙6】直流給電設備導入計画書」として提出してください。

② 直流給電計画策定事業を実施しなかった場合

事業実施内容が、直流給電計画策定事業で策定する「直流給電設備導入計画書」と同等と認められる計画書を、「8.4.5 直流給電設備導入計画書の記載例」の内容を織り込んで作成し、「G1_【別紙6】直流給電設備導入計画書」として提出してください。

「直流給電設備導入計画書」の作成にあたっては、交付規程や公募要領等の公募資料を熟読し、十分に理解した上で行ってください。

8.4.3 直流給電設備導入計画の変更について

「直流給電設備導入計画書 [検討項目]」もしくは「直流給電設備導入計画書」を、応募申請（採択時）から事業完了までの期間に変更する場合は、必ず事前に協会まで相談し、承認を受けてください。承認を受けずに変更を行った場合は、補助金の支払い対象にならない場合があります。また、変更を行った場合は、その変更履歴と旧版の提出が必要です。

8.4.4 直流給電設備導入計画書の書式について

「直流給電設備導入計画書」の、書式、様式については、特に定めませんが、提出する書類（印刷物）は、A4 サイズ（縦横指定無し）としてください。

設計図やブロック図等の図面等は A3 サイズでも可とします。

※提出する電子ファイルは、PDF 形式にしてください（原本ファイルの形式は問いません）。

「直流給電設備導入計画書」は、実施計画書の様式を使って作成するものではありません。

8.4.5 直流給電設備導入計画書の記載例

○計画策定の目的・概要

- ・ 直流給電設備導入計画を策定する、背景、目的、その事業の概要

○計画策定の対象とする建築物、場所の現状 . . . 対象建築物、場所の現状把握

- ・ 対象建築物、場所の状況（建築状況、階数、延べ床面積、用途、地域特性、防災協定・登録等）
- ・ 電力需給に関する現状（発電、受電、給電システム、需要側設備、電力消費量等）

○導入する直流給電システム等の内容 . . . 基本設計

- ・ 再エネ設備・蓄電池、直流給電設備、需要側設備の仕様・数量等
- ・ 建物間の直流電力融通システム（自営線、配電線、電力融通制御等）の仕様等
- ・ 交流給電システムを併設する場合、交流・直流の供給範囲・対象設備の設定、交・直の変換等
- ・ 自立運転・レジリエンス強化に関する内容（ブラックアウト時に避難施設とする範囲、給電範囲等）

○策定する計画による優位性の評価 . . . 優位性評価

（１）給電システムの直流化による優位性

- ・ 交流給電システムの直流化により期待できる電力変換によるエネルギーロスの低減効果の優位性

（２）建物間融通による優位性

- ・ 従来型の自立・分散型エネルギー需給システムと比較して見込まれる省エネルギーの優位性

（３）システムのブラックアウト時における自立運転による優位性

- ・ 直流給電システム特有（特定負荷、システム構成、運用、実現方策等）の、BCP 効果・避難施設としての活用・地域貢献効果等の優位性

（４）その他の優位性

○直流化等による効果の算定 . . . 効果算定（削減率の精査を含む）

（１）平時の低炭素化の効果（エネルギーのロス／発電／省エネの効果 ⇒ CO₂削減効果）

- ・ 給電方法を交流から直流にしたことによるエネルギーロスの削減効果
- ・ 再エネ発電設備の導入・運用による購入電力量の削減効果
- ・ 蓄電池の活用によるピークカット効果
- ・ 需要側設備の直流化（更新）、EMS の導入による省エネ効果

（２）費用対効果

- ・ 年間の CO₂ 削減の費用対効果（円/t-CO₂）
- ・ 法定耐用年数を乗じた本事業全体の費用対効果（円/t-CO₂）

○導入費用・ランニングコストの算定、資金計画の検討 . . . コスト算定・資金計画

- ・ 初期費用 — 実施設計費、設備費、工事費等
※利益排除なしと利益排除ありの両方を示す。
- ・ ランニングコスト — 発電量・購入電力量 ⇒ 電力料金の削減見込み、設備の点検等の維持管理費用の増減
- ・ 初期費用・ランニングコストに基づく資金回収年数の検討
- ・ 設備導入に関する事業手法・資金計画等の検討
- ・ 設備導入の事業手法（自社調達・設置、リース、ESCO／エネルギーサービス等）
- ・ 資金調達方法

○直流給電設備導入事業を実施することのメリットや課題の検討・整理

- ・ 直流給電設備等の導入によるメリット等の整理
※設備導入事業を実施するのあたりの課題については、対応方策を検討し、記載してください。

○直流給電設備導入事業の実施方法・実施体制・スケジュール等

- ・ 導入スケジュール
- ・ 実施体制
- ・ 施工業者の検討・選定方法

更新履歷

更新日	頁	項目	更新內容
4月9日 初版			